

**令和 5 年度**

**岸和田市廃棄物統計書**

**市民環境部廃棄物対策課**



## 目 次

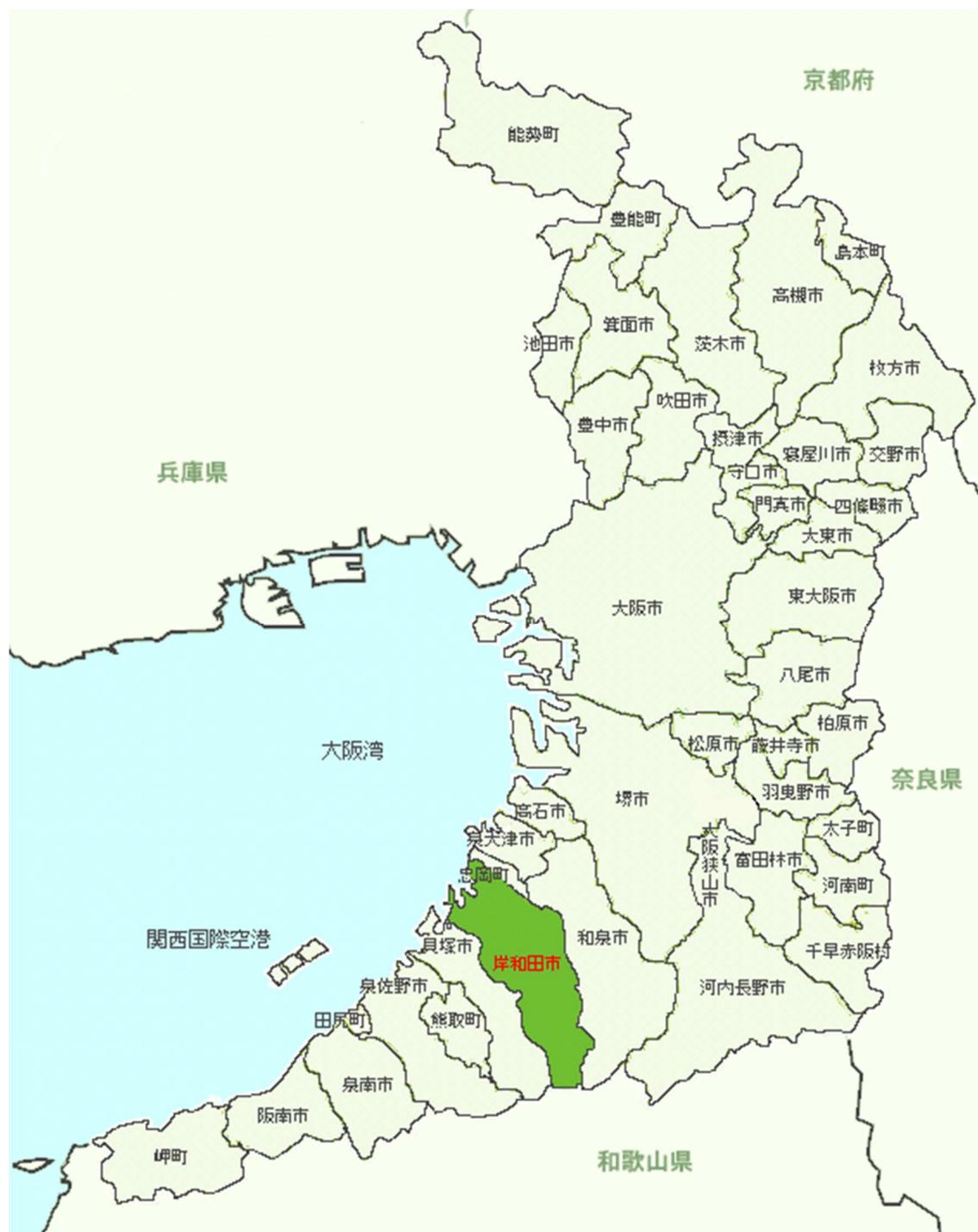
<b>1 概況</b>	
(1) 地勢	P. 1
(2) 人口・世帯数の推移	P. 2
<b>2 環境行政</b>	
(1) 機構	P. 3
(2) 関連条例	P. 3
(3) 業務内容	P. 3
<b>3 一般廃棄物</b>	
(1) 概要	
ア 沿革	P. 4
イ 事業年表	
ウ 収集処理経費	P. 6
エ 一般廃棄物の排出量	P. 9
(2) 一般廃棄物の収集と処理	
ア 一般家庭ごみ	
(ア) 普通ごみ	P. 10
(イ) 空きビン・空きカン・ペットボトル	P. 11
(ウ) プラスチック製容器包装	P. 12
(エ) ペットボトル	P. 13
(オ) 紙パック	P. 14
(カ) 廃食用油	P. 15
(キ) 粗大ごみ	P. 17
(ク) 埋立ごみ	P. 20
(ケ) 小さな金属類	P. 21
(コ) 廃蛍光管	P. 22
(サ) 廃乾電池	P. 23
(シ) 集団回収	P. 24
イ 事業系ごみ	P. 26
ウ リサイクル事業	
(ア) リサイクルボードの管理事業	P. 27
(イ) リユース品（再利用品）無償譲渡会	P. 27
(ウ) 家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度	P. 28

エ 美化活動	P. 29
オ 家電4品目	P. 29
カ 不法投棄	P. 30
キ 胞衣・汚物収集運搬	P. 33
ク 一般廃棄物（し尿）処理事業	
（ア）概要	P. 34
（イ）し尿の収集運搬、処理	P. 35
（ウ）天の川浄苑におけるし尿及び浄化槽汚泥処理工程	P. 35
（3）ごみの分別及び資源化	
ア ごみの分別収集・回収状況	P. 36
イ 資源物の行き先	P. 37
（4）年度による対比	P. 38
<b>4 害虫駆除</b>	
（1）害虫駆除薬散布器材の貸出	P. 39
（2）害虫駆除の問い合わせ	P. 39
（3）ねずみ駆除薬配布	P. 39
<b>5 環境教育の推進</b>	
（1）環境フェア	P. 40
（2）岸和田・貝塚3Rふれあいフェア	P. 40
（3）出前講座	P. 40
<b>6 市民の環境活動等</b>	
（1）まちを美しくする市民運動推進協議会	P. 41
（2）岸和田市廃棄物減量等推進員	P. 43
（3）違法屋外広告物追放登録員	P. 44
<b>7 その他資料</b>	
ごみの流れ	P. 45
ごみ処理フロー図	P. 46

# 1 概況

## (1) 地勢

岸和田市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪都心から約 20km、関西国際空港から約 10km の距離にあり、市域の面積は 72.72 km<sup>2</sup>、東西約 7.6km、南北約 17.3km の細長い地形で、おおむね臨海部・平地部・丘陵部・山地部に区分されています。丘陵部から山地部にかけては豊かな自然が残り、岸和田市の特色の一つになっています。

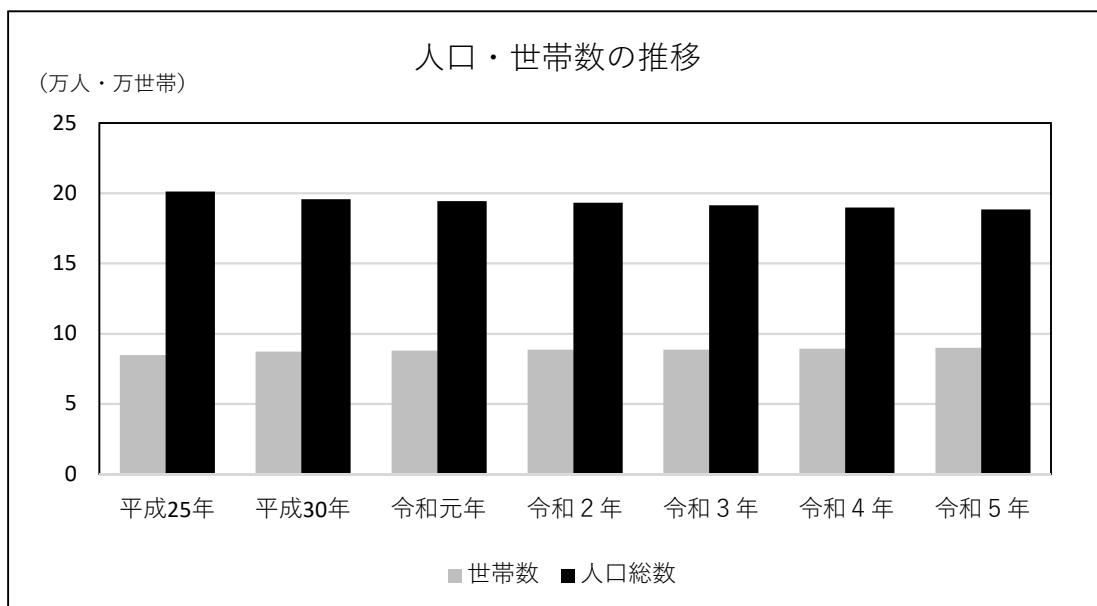


## (2) 人口・世帯数の推移

(10月1日現在)

年次	世帯数	人口			(単位：人)
		男	女	人口総数	
平成25年	84,623	96,749	104,402	201,151	
平成30年	87,093	93,933	101,706	195,639	
令和元年	87,841	93,273	101,043	194,316	
令和2年	88,399	92,638	100,421	193,059	
令和3年	88,598	91,724	99,492	191,216	
令和4年	89,182	90,972	98,712	189,684	
令和5年	89,835	90,329	98,083	188,412	

資料：市民課



## 2 環境行政

### (1) 機構

市民環境部 —— 廃棄物対策課 ——

管理担当、収集業務担当、粗大ごみ担当

地域美化担当、減量推進担当、排出指導担当

### (2) 関連条例

#### ア 岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定されています。

本条例には次の内容が定められています。

市長・市民・事業者の責務、発生抑制と減量義務、多量排出事業者の指導、一般廃棄物の処理に関する内容、清潔の保持、廃棄物減量等推進審議会に関することなど。

#### イ その他の条例

- ・岸和田市天の川浄苑設置及び管理条例
- ・岸和田市きれいなまちづくり条例

### (3) 業務内容

- (01) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (02) 一般廃棄物処理業者に関すること。
- (03) ごみの排出、分別、減量化及び再生の啓発及び指導に関すること。
- (04) 不法投棄の防止及びこれに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (05) 再生資源の回収に関すること。
- (06) ごみのリサイクルに関すること。
- (07) 美化活動に関すること。
- (08) 違法屋外広告物の撤去に関すること。
- (09) ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。
- (10) 感染症の消毒に関すること。
- (11) 胞衣汚物及び死獣の処理に関すること。
- (12) し尿くみ取りの助成認定に関すること。
- (13) 岸和田市天の川浄苑の管理に関すること。
- (14) 岸和田市貝塚市清掃施設組合との連絡調整に関すること。
- (15) 岸和田市廃棄物減量等推進審議会に関すること。

### 3 一般廃棄物

#### (1) 概要

##### ア 沿革

###### 汚物を生活圏から排除する時代

ごみは、人間が生活する中で必ず発生する物であり、ごみ処理も太古の時代からあったと考えられます。

江戸時代になり、人口集中が進む所では、ごみも集中し、また、経済発展にともなう生活レベルの向上により大量のごみが発生しました。

江戸でも、その処理には相当手を焼いていたようです。「会所」と呼ばれる各町共通の空き地にごみを捨て、これを集めて船で東京湾へ運び埋め立てられていました。この時代のごみ処理は、ごみを生活圏から排除することでした。

###### 汚物を焼却する時代へ

明治中期にペストが大流行したため、汚物処理が重視され、明治33年には、「汚物掃除法」が制定され焼却が推奨されました。

戦前、岸和田市の清掃は防疫を主として、衛生組合を設立し管理運営されていました。

昭和7年に岸和田市に焼却場が建設され（現中央体育館）、日常的な岸和田市のごみ収集は、焼却場及び市庁舎周辺を戸別収集し、焼却場へ箱車にのせて運んでいたのです。

昭和39年には、流木町に処理能力1日あたり60tの「岸和田市塵芥焼却場」が建設され、旧焼却場が廃止されました。しかし、60tの焼却量ではすぐに能力不足となり、焼却できない残ごみは、埋立てや現流木墓苑に野積みにする処置がとられました。

昭和44年、岸和田市と貝塚市との一部事務組合による「岸和田市貝塚市清掃工場」が建設され、1日450tのごみを焼却できる能力を備えた清掃工場が竣工し、操業を開始しました。

また、昭和42年から戸別に収集していたごみをステーション方式へと切り替え、野田町と中町でモデル地域を指定し、市民の協力を得ながら、昭和48年には全市域ステーション方式へと移行し、同時に家庭ごみの週2回収集（祝日含む）が実施されるようになりました。

###### ごみ減量化に向けて

ごみ量の増大に伴い、廃棄物処理の問題が大きくクローズアップされ、平成3年「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定され、廃棄物の再利用の促進やリサイクルシステムの構築の大切さが強調されるようになりました。

本市においても、平成2年より、ごみの減量化、資源化に向け、資源ごみ（空きビン・空きカン）の分別収集、廃乾電池の専用回収ボックスの設置（60ヶ所）を実施しました。平成3年4月から古紙等集団回収（103団体）とコンポストの無償貸与（300基）を実施し、また、9月より牛乳パックの回収ボックスの設置（13ヶ所）を実施しました。平成4年6月より廃食用油の回収を実施しました。

循環型社会を推進するため、平成5年に環境部リサイクル課を設置し、ごみの減量化、再資源化に向けての啓発事業を進めてきました。11月に「廃棄物減量等推進審議会」を設置し、翌年1月に「廃棄物減量等推進員」制度を発足させ、地域でのごみ減量化、リサイクルに向け、活動を推進しました。

さらに、平成6年6月からEMバケツのモニターを開始し、11月に「リサイクル展示室」を開設しました。また、平成22年からは6月（以前は11月上旬）に環境フェアを開催し、ごみの減量化、リサイクル意識の高揚等に取り組んできました。

平成5年3月には「岸和田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」が制定され、平成8年3月にその一部を改正し、事業系ごみの減量化に取り組んでいます。

平成7年6月、循環型の新しいリサイクル社会の構築をめざす「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)が制定されました。この法律は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物の回収リサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業所が再商品化(リサイクル)」するという各々の役割分担を規定しています。

本市では、行政と生協やスーパーなど流通業界が協力してペットボトルを回収する実験を行いました。官と民が協力して回収を行う取り組みは全国で初めての試みがありました。実験は平成9年3月まで行われ、「容器包装リサイクル法」が施行された平成9年4月以降はこの「岸和田方式」を本格稼動して今日に至っています。

平成12年4月「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴い、モデル地域においてプラスチック類の分別収集を実施し、平成14年3月市内全域で実施しました。

### 環境への負荷の低減に向けて

平成12年5月に成立した「循環型社会形成推進基本法」の趣旨に即応し、廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物の減量化、リサイクル並びに環境への負荷が低減される社会の実現に向け「粗大ごみの収集運搬手数料」及び「一般家庭ごみ」について、「ごみの収集の有料化」を検討し、平成14年7月1日から一般家庭ごみの一部、粗大ごみの有料化(シール制)を導入し、同時に無色透明・白色半透明袋の排出としました。

平成13年4月からは「特定家庭用機器再商品化法」が施行され、原則として家電4品目(洗濯機・エアコン・冷蔵庫・テレビ)は、家電小売店での引取りとなりました。また、本市でも収集及び運搬に係る手数料を設定し、収集しています。

平成14年5月から埋立ごみの実験回収を行い、翌年4月より市内全域で埋立ごみの回収を実施しました。

不法投棄の抑制と啓発のため、平成14年10月に不法投棄禁止ポスターを作製し、各町会等に約1,600枚を配布し、平成17年3月には、全公用車(約270台)にマグネット式啓発ポスターを貼付け、パトロールの強化に努めました。また、不法投棄を重点的に監視するため、平成16年に不法投棄監視カメラを設置しました。

平成18年11月より一部事務組合による「岸和田市貝塚市クリーンセンター」へ試験的に搬入を開始しました。(1日あたり焼却能力531t、粗大ごみ処理能力41t、資源化処理能力32.6t)

平成19年6月より、分別を細分化するため、町会の協力により、小さな金属類の回収を実施しました。

平成21年6月、市議会において「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正」が可決され、平成22年4月から一般家庭普通ごみの有料指定袋制が始まりました。

### 今後のごみ処理に向けて

資源はいずれ枯渇するもの、地球温暖化もいずれおとずれるもの、遠い先のことと安易に思っていたが、すぐそこに迫ってきていると実感することが多くなってきました。

ごみを分別して、資源に再生することが重要な課題となっていました。また、焼却にともない発生するダイオキシンや、最終処分地にも限りがあり、これらへの対策が重要な課題となっています。みんなで力を合わせ、地球にやさしい環境作りを進めることが大切です。

イ 事業年表

年度	月	事業
昭和 7 年		岸和田市に焼却場建設（現中央体育館）
昭和 39 年		「岸和田市塵芥処理場」建設（処理能力・60 t / 日）
昭和 42 年		戸別に収集していたごみをステーション方式へ切り変える (野田町と中町をモデル地区に指定)
昭和 44 年		一部事務組合「岸和田市貝塚市清掃工場」建設（処理能力・450 t / 日）
昭和 48 年		全市域の収集方法を現在のステーション方式へ移行 家庭ごみの週 2 回収集と祝日収集が実施される
昭和 53 年	6 月	「まちを美しくする市民運動推進協議会」が結成
平成 元年	4 月	電話受付による粗大ごみの個別収集開始
平成 2 年		資源ごみ（空きビン・空きカン）の分別収集開始
		廃乾電池の専用回収ボックスの設置（60ヶ所）
平成 3 年		「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定
	4 月	古紙等集団回収（103 団体）
	9 月	牛乳パック回収ボックス設置（13ヶ所）
平成 4 年	6 月	廃食用油の回収実施
平成 5 年	11 月	環境部リサイクル課を設置 「廃棄物減量等推進審議会」を設置
平成 6 年	1 月	「廃棄物減量等推進員」制度を発足
	6 月	EMバケツのモニター開始
	11 月	「リサイクル展示室」を設置
平成 7 年	6 月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」制定 (容器包装リサイクル法)
平成 8 年	3 月	「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」改正
平成 12 年	4 月	「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴いモデル地区において、プラスチック類の分別収集を実施
平成 13 年	4 月	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行

平成 14 年	3月	プラスチック類の分別収集を市内全域実施
	4月	大阪府より大阪府屋外広告物条例第 20 条の 2 に基づく簡易除却権限の一部委任を受ける
	5月	モデル地区（市内 5 町会）において埋立ごみの実験回収
	7月	一般家庭ごみの一部、粗大ごみの有料化
	10月	不法投棄禁止ポスターを製作
平成 15 年	4月	市内全域で埋立ごみの回収を実施
	8月	「違法屋外広告物追放登録員」制度を設置
平成 17 年	3月	不法投棄防止対策（全公用車約 270 台にマグネット式ポスター貼付）強化
平成 18 年	4月	粗大ごみの「ふれあい収集」実施
	6月	市職員による不法投棄防止夜間パトロールを実施
	11月	一部事務組合「岸和田市貝塚市クリーンセンター」試運転・一般搬入開始 (焼却施設処理能力・531 t / 日、粗大ごみ施設処理能力・41 t / 日、資源化施設処理能力・32.6 t / 日)
平成 19 年	4月	岸和田市貝塚市クリーンセンター本格稼働
	6月	市内全域で小さな金属類の回収を実施
平成 20 年	4月	環境整備課と廃棄物減量推進課が統合 課名を生活環境課に変更
平成 22 年	4月	一般家庭普通ごみの有料指定袋制を実施
平成 23 年	6月	家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度を実施
平成 25 年	7月	「岸和田市きれいなまちづくり条例」を施行
平成 27 年	4月	空きビン・空きカン・ペットボトルの混合収集を市内全域で実施
平成 29 年	4月	生活環境課と環境保全課が統合 課名を環境課に変更
令和元年	5月	「プラスチックごみゼロ」を宣言
令和 2 年	4月	環境課から環境保全課と廃棄物対策課に分課
令和 3 年	4月	使い捨てコンタクトレンズの空ケースの拠点回収を実施
	11月	使用済みインクカートリッジの拠点回収を実施
令和 4 年	3月	ペットボトル拠点回収終了（一部店舗自主回収で継続）
令和 5 年	11月	市内 7ヶ所に小型家電回収ボックスを設置

## ウ 収集処理経費

### ● 1t当たりの収集処理経費

$$\left( \frac{\text{収集経費} 14\text{億}9,693\text{万}0,817\text{円}}{\text{[収集量] 一般家庭ごみ } 36,819\text{t} - \text{直接搬入量 } 2,210\text{t}} = \frac{1\text{t当たりの収集経費}}{43,253\text{円}} \right)$$

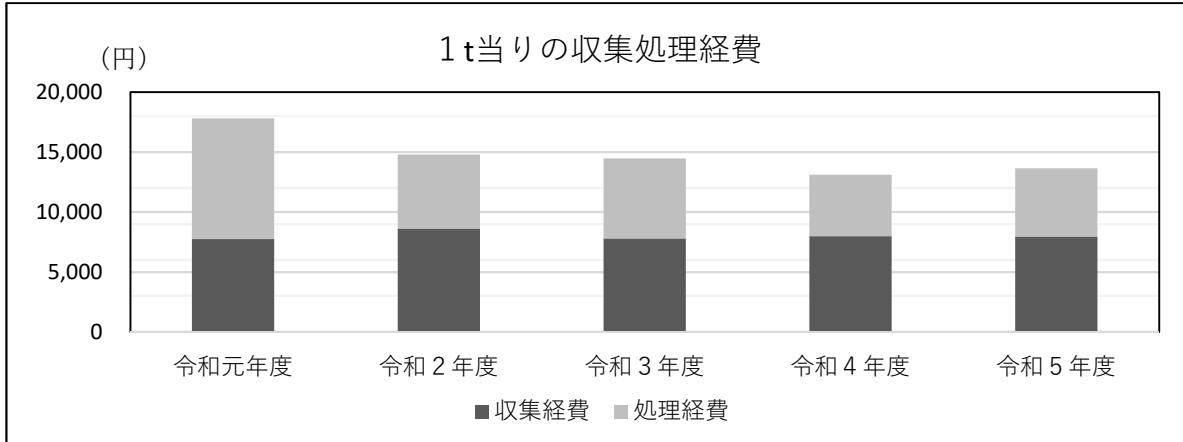
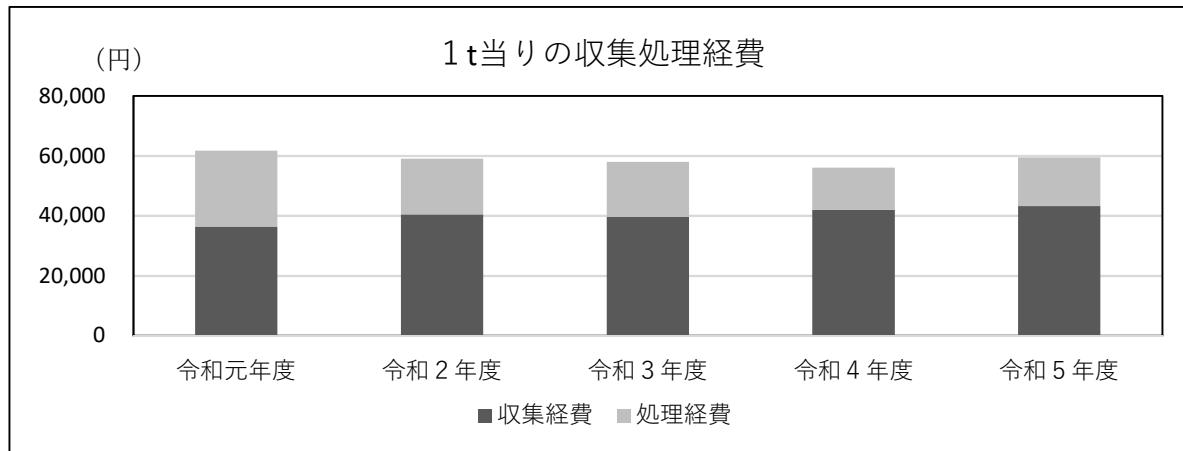
$$\left( \frac{\text{岸貝分担金 } 9\text{億}9,828\text{万}3,928\text{円} + \text{処理委託費 } 7,464\text{万}2,369\text{円}}{\text{総排出量 [収集量] } 34,609\text{t} + \text{許可 } 26,026\text{t} + \text{直接搬入 } 5,611\text{t}} = \frac{1\text{t当たりの処理経費}}{16,196\text{円}} \right)$$

### ● 1人当たりの収集処理経費

$$\left( \frac{\text{収集経費} 14\text{億}9,693\text{万}0,817\text{円}}{\text{令和5年10月1日現在の人口 } 188,412\text{人}} = \frac{1\text{人当たりの収集経費}}{7,945\text{円}} \right)$$

$$\left( \frac{\text{岸貝分担金 } 9\text{億}9,828\text{万}3,928\text{円} + \text{処理委託費 } 7,464\text{万}2,369\text{円}}{\text{令和5年10月1日現在の人口 } 188,412\text{人}} = \frac{1\text{人当たりの処理経費}}{5,695\text{円}} \right)$$

年度別収集処理経費 (単位: 円)						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1t 当り	収集経費	36,416	40,436	39,626	41,909	43,253
	処理経費	25,260	18,606	18,350	14,088	16,196
	合 計	61,676	59,042	57,976	55,997	59,449
1人当たり	収集経費	7,744	7,993	7,782	7,977	7,945
	処理経費	10,054	6,779	6,678	5,113	5,695
	合 計	17,798	14,772	14,460	13,090	13,640



## エ 一般廃棄物の排出量

岸和田市貝塚市クリーンセンター、及びプラスチック類の中間処理施設への搬入量に集団回収等の地域回収を含んだ総排出量（項目17、岸和田市的一般廃棄物 総排出量）です。

(単位: t)

区分/年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 口(人)	(10月1日現在)	194,316	193,059	191,216	189,684	188,412
世 帯 数	(10月1日現在)	87,841	88,399	88,598	89,182	89,835
一般家庭ごみ	a 1. 普通ごみ	28,434	28,479	28,206	27,515	26,612
	ア直営	2,800	2,758	2,729	2,713	2,604
	イ委託	25,634	25,721	25,477	24,802	24,008
	b 2. 空きビン・空きカン・ペットボトル	2,049	2,158	2,117	2,064	1,975
	ア直営	169	183	174	174	169
	イ委託	1,880	1,975	1,943	1,890	1,806
	b 3. プラスチック製容器包装	2,553	2,618	2,560	2,190	2,029
	ア直営	199	204	201	174	164
	イ委託	2,354	2,414	2,359	2,016	1,865
	b 4. ペットボトル(直営)	28	27	26	0	0
	b 5. 紙パック(委託)	6	6	7	5	4
	b 6. 廃食用油(委託)	13	13	11	10	10
	c 7. 粗大ごみ	462	496	519	477	441
事業系ごみ	c 8. ア直営 (可燃性)	304	300	321	309	296
	c 9. ア直営 (金属)	158	196	198	168	145
	d 10. 埋立ごみ(直営)	182	204	181	155	144
	d 11. 小さな金属(直営)	40	51	43	35	32
	e 12. 廃蛍光管(直営)	8	9	8	8	9
	e 13. 廃乾電池(直営)	21	22	23	21	20
	f 14. 直接搬入量	2,364	2,437	2,338	2,101	2,210
	g 15. 集団回収(新聞・雑誌・ダンボール等)	4,744	4,075	3,850	3,627	3,333
	A. 一般家庭ごみ 計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13)	40,904	40,595	39,889	38,208	36,819
	比 率 (A÷17)	54.93%	57.72%	57.32%	55.50%	55.58%
	16. 許可業者搬入量	29,217	26,355	25,982	27,193	26,026
	a 17. 普通ごみ	28,340	25,711	25,329	26,629	25,583
	b 18. ビン・カン	78	67	51	55	57
事業系ごみ	c 19. 粗大ごみ	799	577	602	509	386
	c 20. 可燃性	539	497	531	426	353
	c 21. 不燃性(金属・セトモノ)	260	80	71	83	33
	f 22. 直接搬入量	4,346	3,387	3,717	3,441	3,401
	B. 事業系ごみ 計 (14+15)	33,563	29,742	29,699	30,634	29,427
	比 率 (B÷17)	45.07%	42.28%	42.68%	44.50%	44.42%
17. 清掃工場搬入量 計 (A+B) - (3+5+6+13)		67,151	63,625	63,160	63,010	60,870
18. 総排出量 (A+B)		74,467	70,337	69,589	68,842	66,246
19. 1人1日当りの排出量(17÷人口÷日数)g		1,050	998	997	994	963
20. 年間1人当り収集処理経費(円)		16,043	14,772	14,460	13,090	13,640

a 可燃ごみ b 資源ごみ c 粗大ごみ d 不燃ごみ e その他ごみ f 直接搬入ごみ g 集団回収

※平成27年4月より、空きビン・空きカン・ペットボトルの混合収集を実施

## (2) 一般廃棄物の収集と処理

### ア 一般家庭ごみ

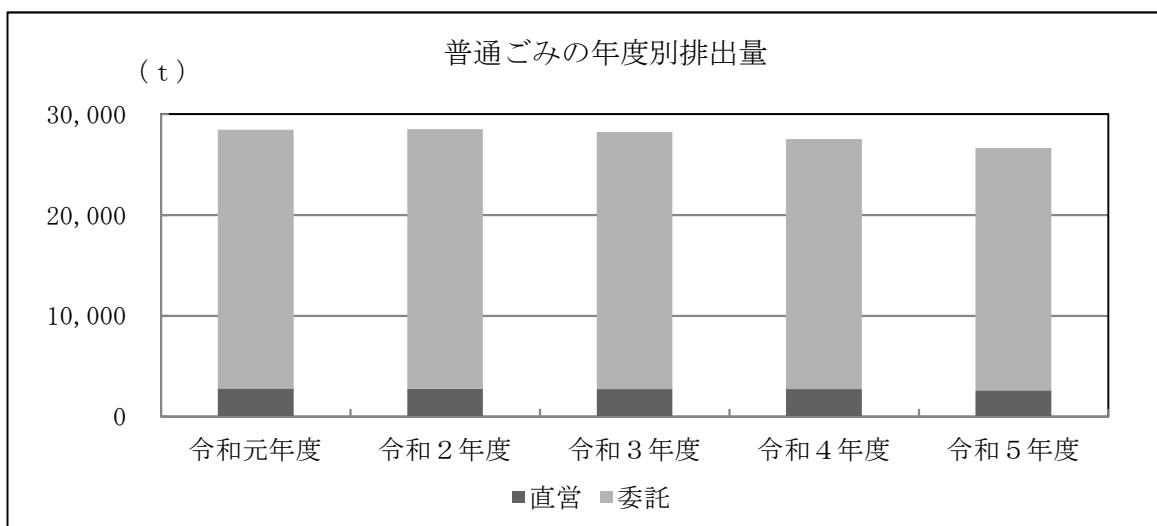
#### (ア) 普通ごみ

有料指定袋（10ℓ、20ℓ、30ℓ、45ℓ）を使用し排出された普通ごみを、直営及び委託業者9社が、市内全域を週2回のステーション方式で収集しています。

普通ごみの年度別排出量

（単位：t）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直営	2,800	2,758	2,729	2,713	2,604
委託	25,634	25,721	25,477	24,802	24,008
総排出量	28,434	28,479	28,206	27,515	26,612

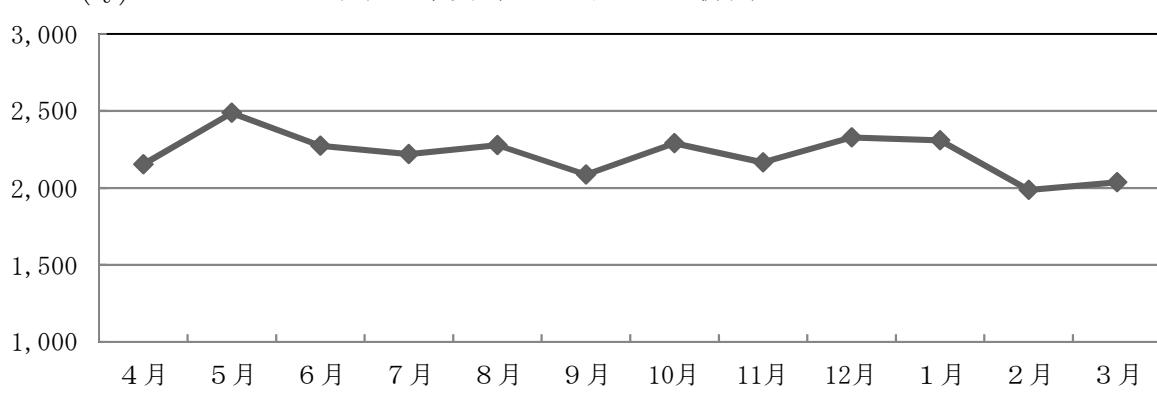


令和5年度 普通ごみの月別排出量

（単位：t）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,153	2,487	2,274	2,220	2,277	2,086	2,290	2,165	2,327	2,309	1,987	2,037	26,612

令和5年度 普通ごみの月別排出量  
(t)



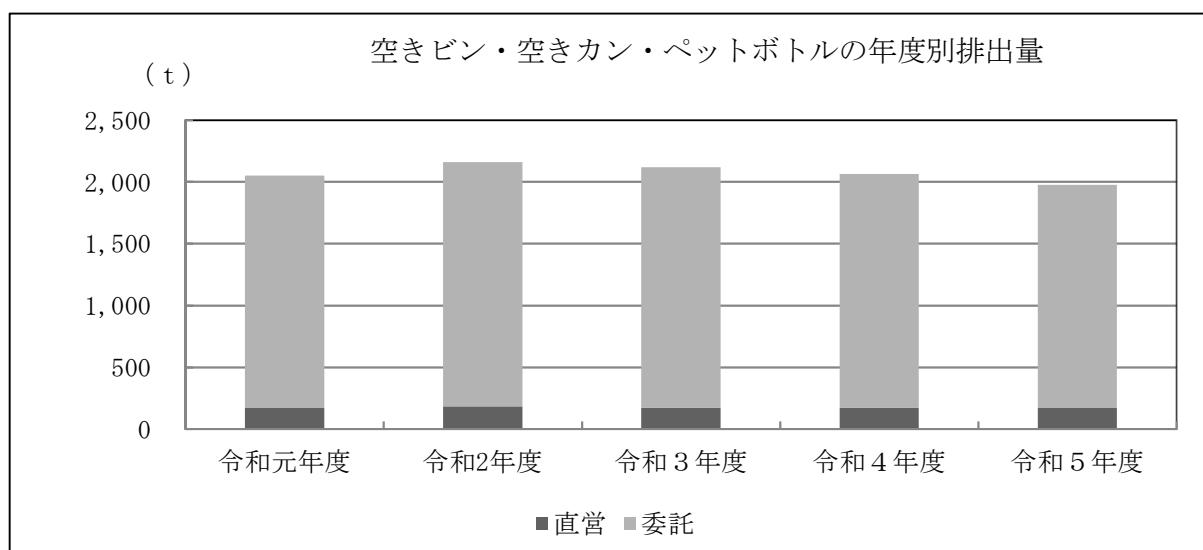
### (イ) 空きビン・空きカン・ペットボトル

無色透明・白色半透明袋で排出された空きビン・空きカン・ペットボトルを、直営及び委託業者9社が、市内全域を週1回のステーション方式で収集しています。

平成27年4月より、空きビン・空きカンに加え、ペットボトルも混合で収集しています。

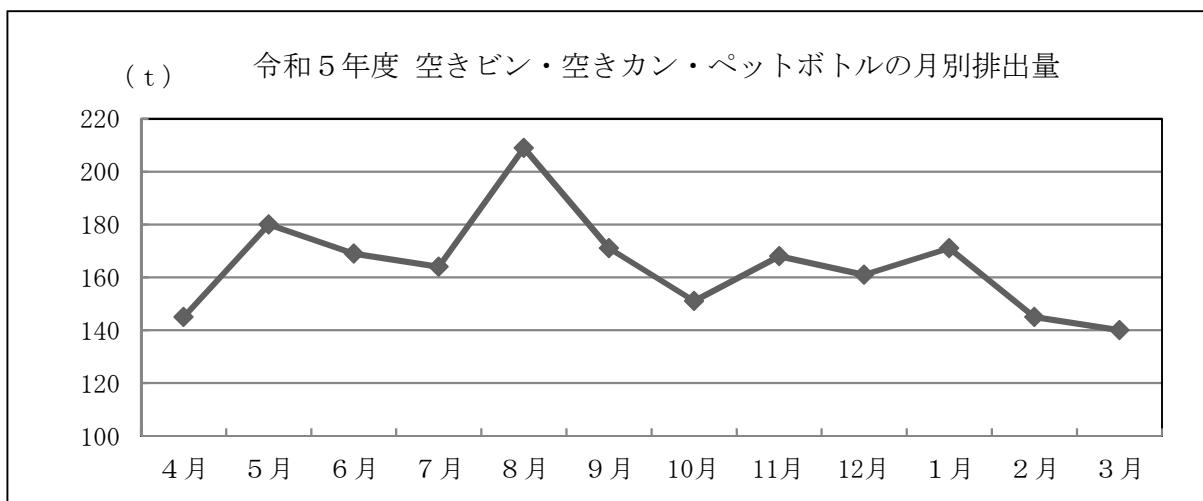
空きビン・空きカン・ペットボトルの年度別排出量 (単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直営	169	183	174	174	169
委託	1,880	1,975	1,943	1,890	1,806
総排出量	2,049	2,158	2,117	2,064	1,975



令和5年度 空きビン・空きカン・ペットボトルの月別排出量 (単位:t)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
145	180	169	164	209	171	151	169	161	171	145	140	1,975

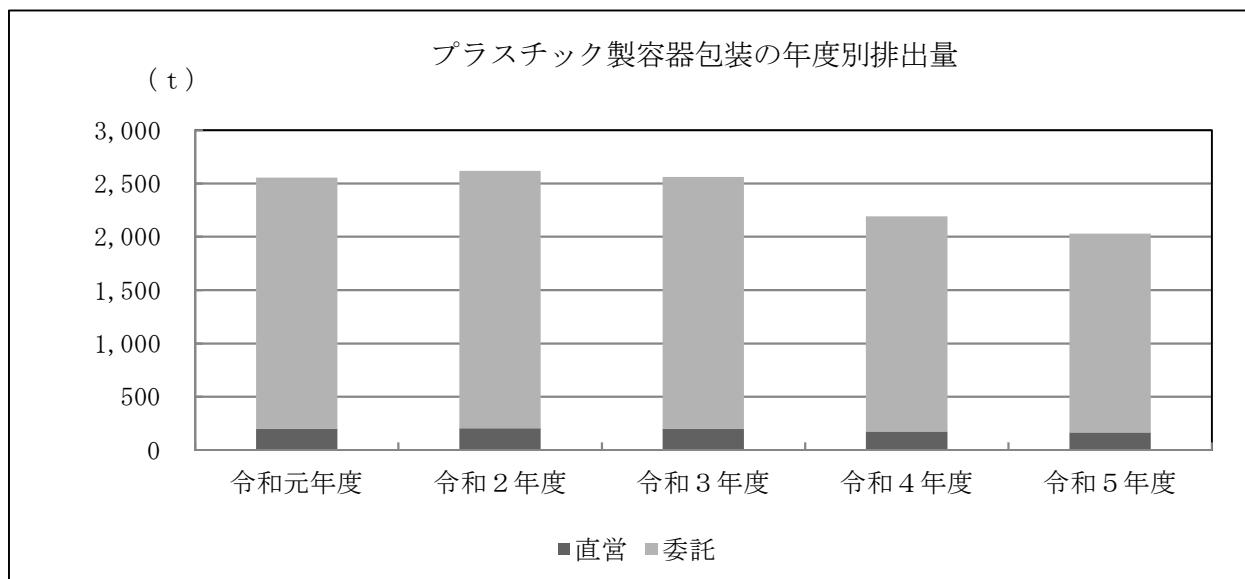


## (ウ) プラスチック製容器包装

「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴い、モデル地区の収集を経て、平成14年3月から市内全域を直営及び委託業者9社が、無色透明・白色半透明袋で排出されたプラスチック類を、週1回のステーション方式で収集しています。

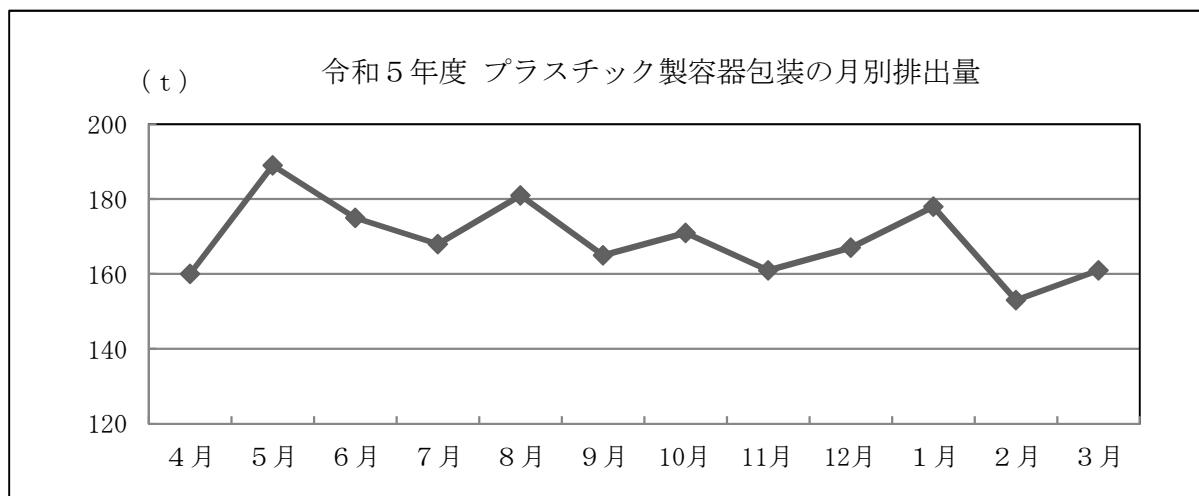
プラスチック製容器包装の年度別排出量 (単位: t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直営	199	204	201	174	164
委託	2,354	2,414	2,359	2,016	1,865
総排出量	2,553	2,618	2,560	2,190	2,029



令和5年度 プラスチック製容器包装の月別排出量 (単位: t)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
160	189	175	168	181	165	171	161	167	178	153	161	2,029

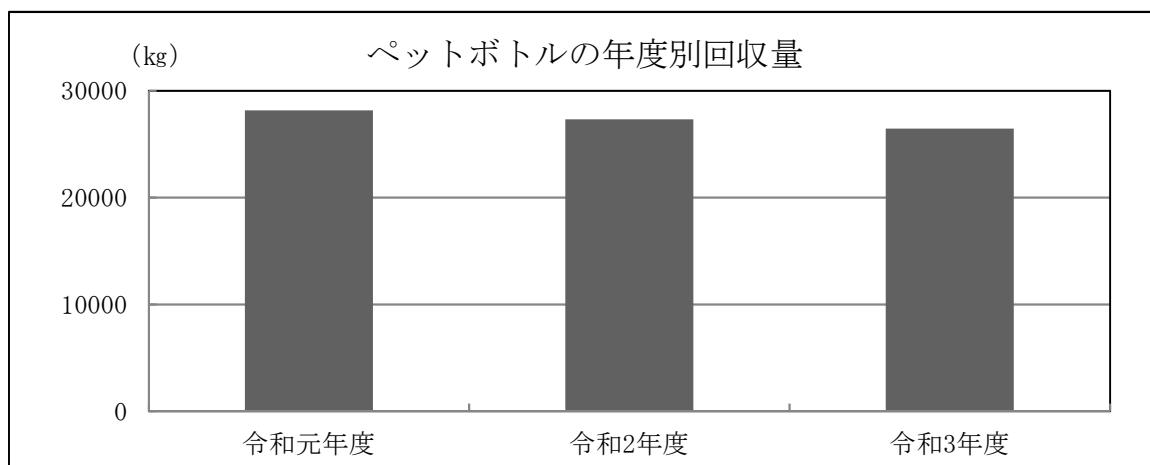


## (エ) ペットボトル（拠点回収分）

スーパー等の流通業界の協力のもと、それぞれに拠点を設けて直営で回収を行い、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入していましたが、平成 27 年 4 月より、空きビン・空きカンとペットボトルの混合収集を行っているため、令和 4 年 3 月末で直営での回収を終了しました。

ペットボトルの月別・年度別回収量 (単位 : kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	2,050	2,510	2,320	3,070	3,190	3,000	2,440	1,960	1,880	2,120	1,670	1,950	28,160
令和2年度	2,030	2,300	2,660	2,870	3,510	2,720	2,090	1,950	1,740	1,750	1,640	2,060	27,320
令和3年度	1,980	2,220	2,480	2,800	3,140	2,720	2,380	2,020	1,870	1,850	1,480	1,520	26,460

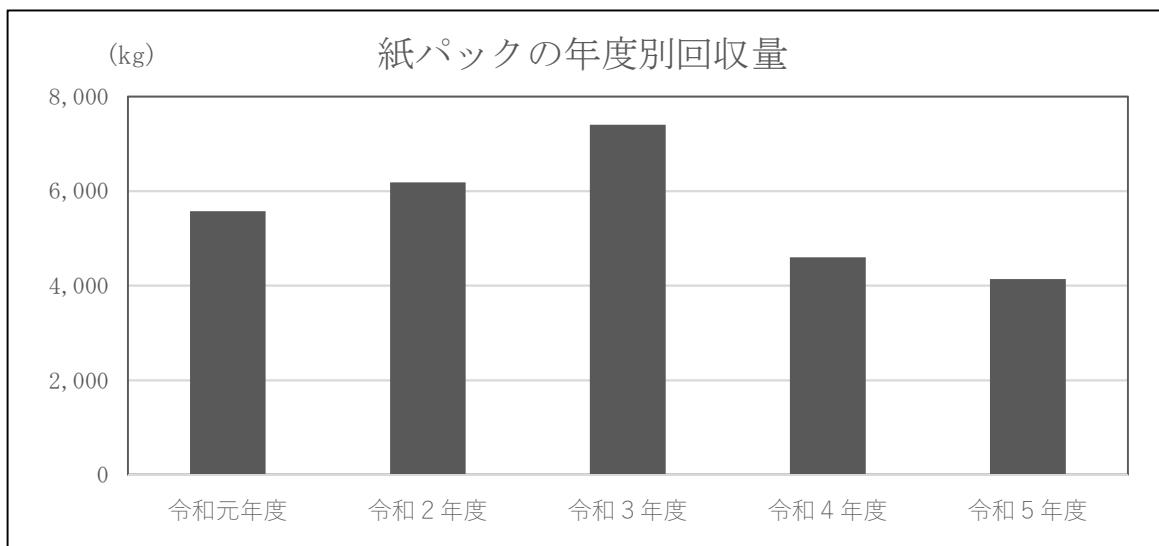


## (才) 紙パック

ごみの減量及び森林資源の保護を図るために、市内のスーパーや公共施設等の協力により専用回収ボックスを設置していただいている。本市が委託により回収した量は下表のとおりです。

紙パックの月別・年度別回収量 (単位 : kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	430	530	410	440	650	530	460	540	350	460	390	380	5,570
令和2年度	450	570	470	450	590	550	710	440	420	590	470	470	6,180
令和3年度	530	720	710	940	790	720	820	530	410	400	420	410	7,400
令和4年度	470	400	420	420	360	420	560	330	390	290	230	310	4,600
令和5年度	440	310	320	390	410	350	310	340	420	270	230	350	4,140



紙パック回収ボックス設置場所

NO	設置場所	NO	設置場所
1	スーパーサンエー 上松店	6	大芝地区公民館
2	スーパーサンエー 久米田店	7	中央地区公民館
3	スーパーサンエー 東岸和田店	8	山滝地区公民館
4	スーパーサンエー フード田中店	9	保健センター
5	男女共同参画センター	10	環境事務所

### (カ) 廃食用油

各町会や廃棄物減量等推進員の協力を得て集められた廃食用油は、(株)レックスに搬入され、セメント製造の補助燃料として再利用されています。

廃食用油の年度別回収量 (単位 : kg)

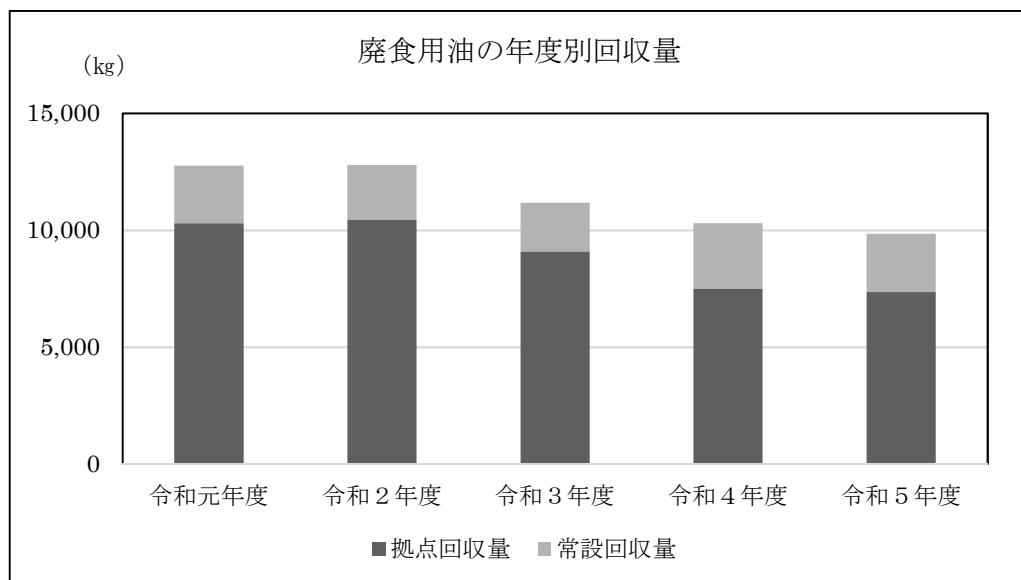
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
拠点回収量	10,300	10,432	9,090	7,385	7,350
常設回収量	2,470	2,358	2,090	2,975	2,490
総回収量	12,770	12,790	11,180	10,360	9,840

令和5年度 廃食用油回収事業拠点回収内訳 (単位 : kg)

実施校区名	回 収 量			設置箇所 上半期/下半期
	上半期	下半期	年 間	
太田・旭	310	276	586	8/9
新条・八木北	170	366	536	6/6
山直北・城東	378	463	841	9/9
大宮・山直南	207	184	391	8/8
光明・天神山	215	185	400	10/10
中央・浜・城内	382	505	887	18/20
朝陽・東光	413	369	782	9/7
春木・大芝・城北	535	580	1,115	15/15
八木南	326	201	527	8/8
常盤	284	285	569	12/12
修齊・東葛城	250	194	444	11/11
八木	126	146	272	8/8
計	3,596	3,754	7,350	122/123

令和5年度 廃食用油回収事業常設回収内訳 (単位 : kg)

町名	回収量	収集回数	設置箇所
1. 南上町1丁目	268	2	1
2. 府営並松住宅	0	0	1
3. 上野町東	80	2	1
4. 三田町	537	2	1
5. 三田町小倉	54	2	1
6. 西之内町	142	2	1
7. 加守町3丁目	124	2	1
8. 宮前町	81	2	1
9. 内畠町下出	12	1	1
10. 内畠町沢峯	57	2	1
11. 内畠町辻堂	12	1	1
12. 内畠町西堂	27	2	1
13. 内畠町山口	25	1	1
14. 大沢町	15	1	1
15. 牛滝町	25	1	1
16. 稲葉町	140	2	1
17. 環境事務所	891	2	1
計	2,490	27	17



## (キ) 粗大ごみ

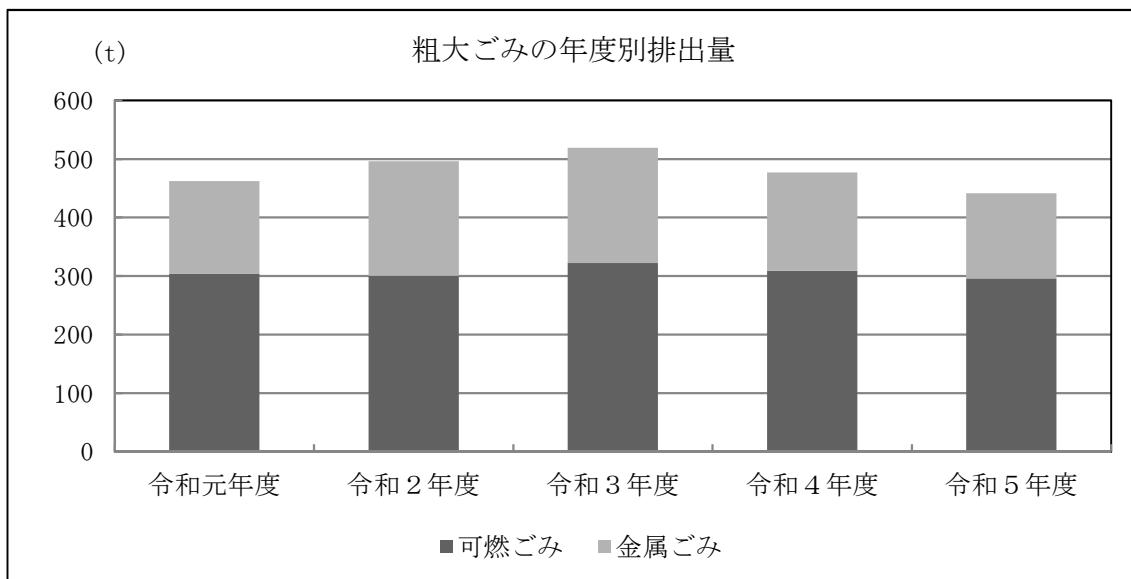
一般家庭から出る粗大ごみは、専用電話で申し込みを受付け、品物に該当する金額の「粗大ごみ処理券」を貼って、屋外の指定場所に排出をお願いする、予約制有料戸別収集(平成14年7月以降)となっており、市内全域を直営で収集しています。

収集できない品物には、タイヤ・バッテリー・建築廃材・消火器・ガスボンベ・危険物・処理が困難なもの・事業所から出るごみ・家電リサイクル法対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機）・パソコン（平成15年10月より製造メーカー・リサイクル義務）等があります。

料金区分	品目区分
500 円	45 リットル袋に収まる量を基準に袋または箱に詰めて 1 個
	3 辺の長さの合計が 3 メートル以内のもの 1 個
1,000 円	上記を超えるもの 1 個

粗大ごみの年度別排出量 (単位: t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	304	300	322	309	296
金属ごみ	158	196	197	168	145
総排出量	462	496	519	477	441



### 粗大ごみの月別・年度別受付件数

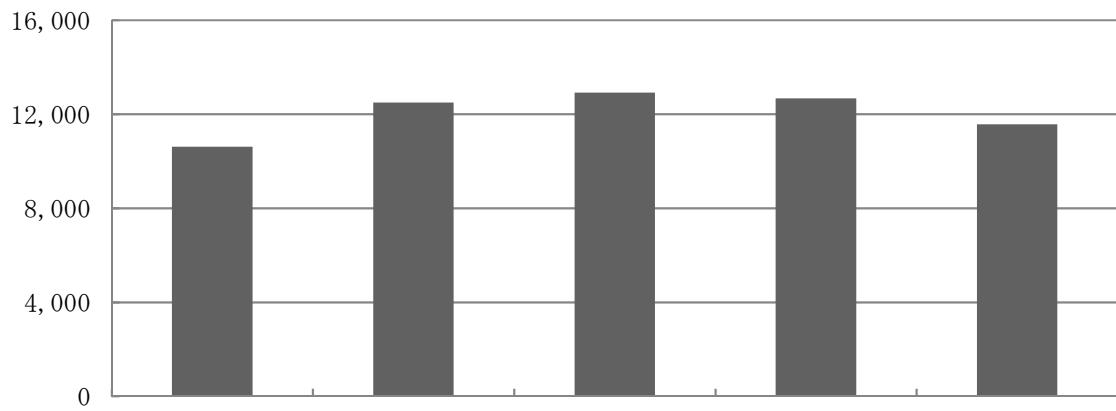
(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	796	1,016	777	928	814	913	895	1,043	1,134	750	641	903	10,610
令和2年度	863	1,066	1,130	1,076	1,059	982	1,115	1,163	1,231	813	805	1,193	12,496
令和3年度	1,103	1,124	1,138	993	1,068	1,098	1,115	1,298	1,289	807	782	1,098	12,913
令和4年度	1,032	1,067	1,130	1,028	984	1,056	1,087	1,199	1,317	919	768	1,078	12,665
令和5年度	890	1,029	954	1,020	999	891	1,091	1,123	1,163	778	784	848	11,570

※ふれあい収集を含む

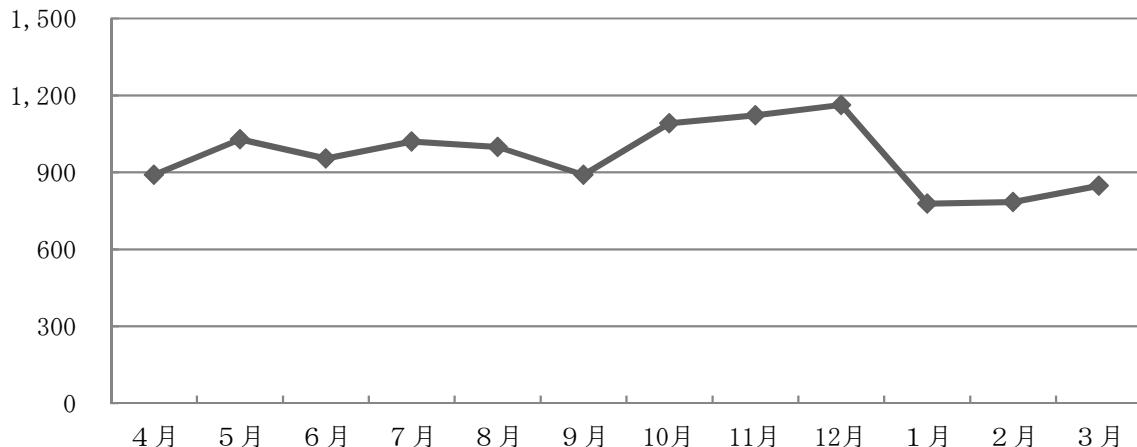
### 粗大ごみの年度別受付件数

(件)



### 令和5年度 粗大ごみの月別受付件数

(件)

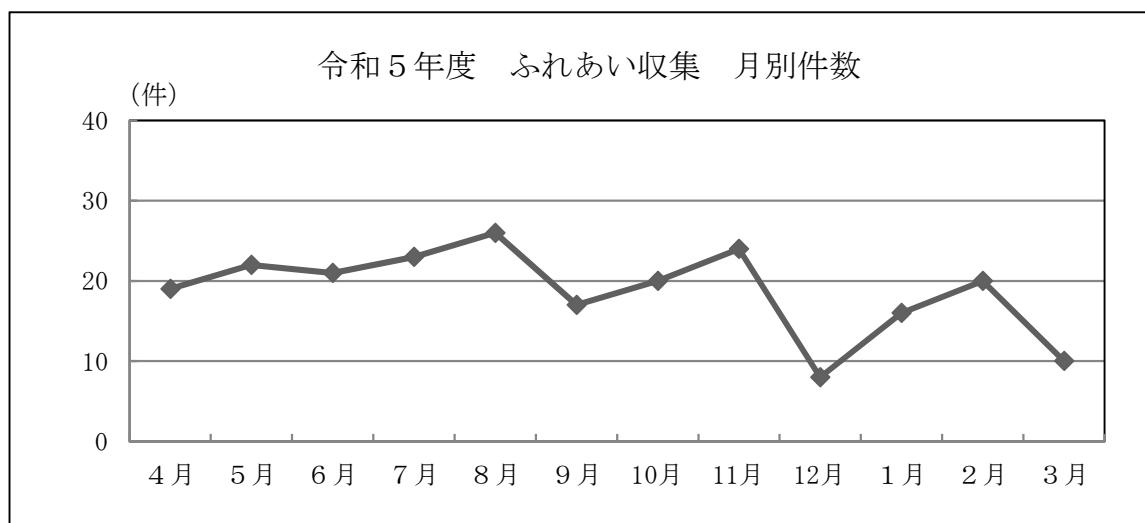


## ○ふれあい収集（粗大ごみ）

平成 18 年 4 月より、一人暮らしの高齢者（65 歳以上）や一人暮らしの障害者の方などを対象に、職員が直接出向いて屋内から粗大ごみの運び出しをサポートする「ふれあい収集」を開始し、平成 22 年 4 月には、高齢者のみで構成されている世帯、障害者のみで構成されている世帯も含め対象が拡大されました。

粗大ごみ ふれあい収集 月別・年度別件数 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	22	26	19	34	13	22	17	24	13	15	13	15	233
令和2年度	9	15	25	22	16	15	18	19	12	19	19	27	216
令和3年度	26	15	19	19	22	17	26	24	9	32	16	20	245
令和4年度	22	22	25	17	15	16	31	31	10	16	13	19	237
令和5年度	19	22	21	23	26	17	20	24	8	16	20	10	226



### (ク) 埋立ごみ

平成 14 年 5 月からモデル地区での実験回収を経て、平成 15 年 4 月から市内全域で、埋立ごみの分別回収を実施しました。

回収方法は各町会の協力により 2 ヶ月に 1 度の日曜日に、町会館、集会所等の指定された場所のコンテナに排出してもらい、月曜日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入しています。その後、大阪沖埋立処分場に運ばれます。

対象品目は茶碗・皿等の陶器類、板ガラス、グラス類、化粧品のビン、電球等です。

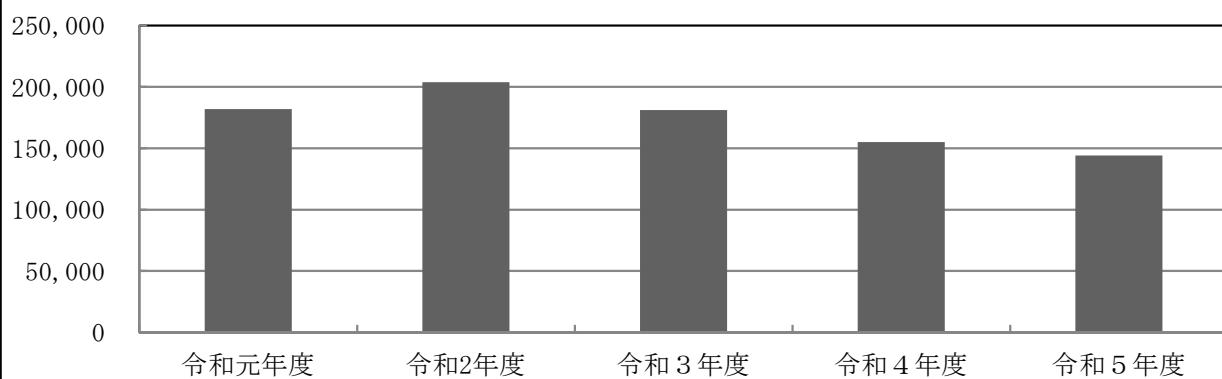
埋立ごみの年度別排出量

(単位 : kg)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
直営	181,770	203,720	181,000	154,870	144,020

埋立ごみの年度別排出量

(kg)



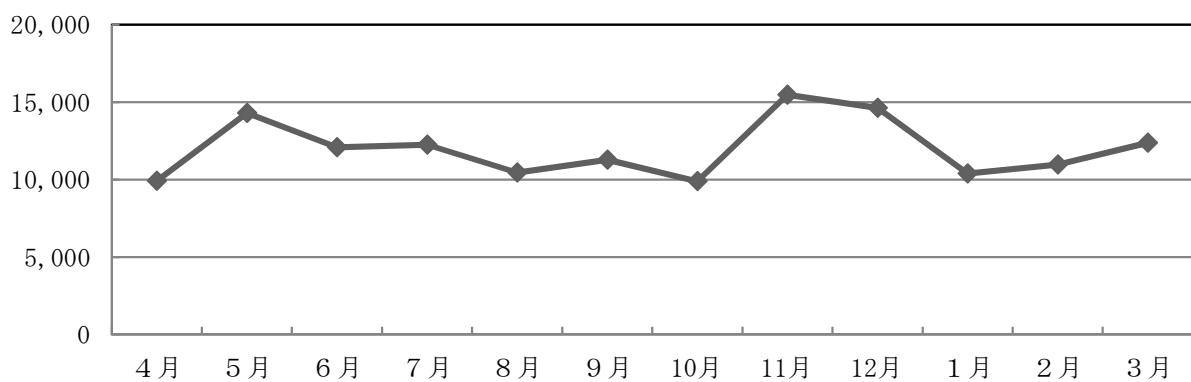
令和 5 年度 埋立ごみの月別排出量

(単位 : kg)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
9,920	14,300	12,080	12,260	10,460	11,270	9,890	15,480	14,620	10,390	10,970	12,380	144,020

令和 5 年度 埋立ごみの月別排出量

(kg)



### (ケ) 小さな金属類

平成 18 年 8 月からモデル地区での実験回収を経て、平成 19 年 6 月から市内全域で（一部の町会は除く）小さな金属類の分別回収を実施しました。

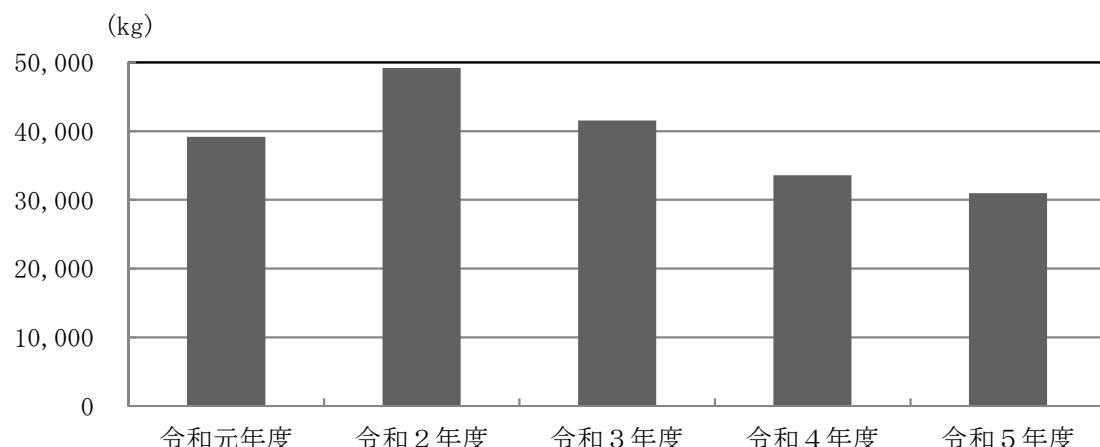
回収方法は、埋立ごみと同じ日に別のコンテナに排出してもらい、翌日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入した後、資源化されています。

対象品目は、鍋・ヤカン・フライパン・傘・スチールハンガーと長さが 25 cm 以下の金属類（電化製品は除く）です。

小さな金属類の年度別排出量 (単位 : kg)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
直営	39,150	49,160	41,550	33,540	30,950

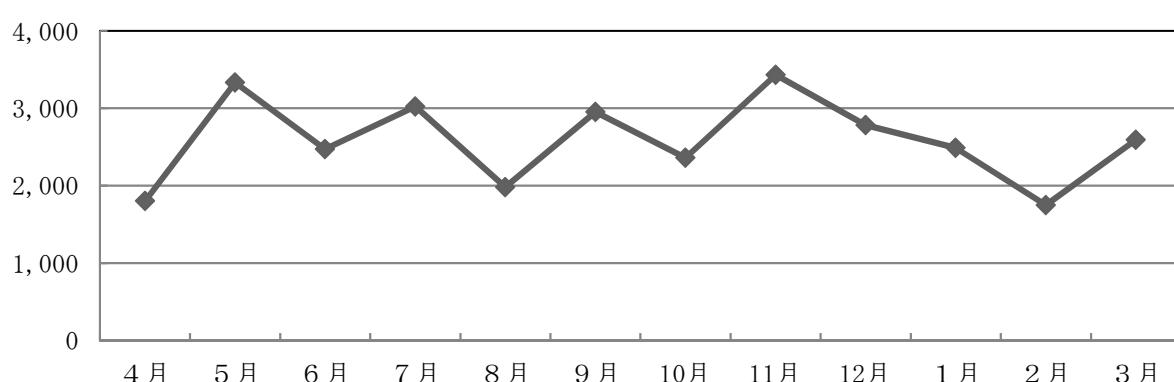
小さな金属類の年度別排出量



令和 5 年度 小さな金属類の月別排出量 (単位 : kg)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,800	3,330	2,470	3,020	1,980	2,950	2,360	3,430	2,780	2,490	1,750	2,590	30,950

令和 5 年度 小さな金属類の月別排出量



## (コ) 廃蛍光管

平成 19 年 4 月から、埋立ごみとして回収していた廃蛍光管の分別回収を実施しました。

回収方法は、埋立ごみ・小さな金属類と同じ日に別のコンテナに排出してもらい、翌日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入した後、資源化されています。

対象品目は、破損していない廃蛍光管のみです。(破損した廃蛍光管、電球は、埋立ごみになります。)

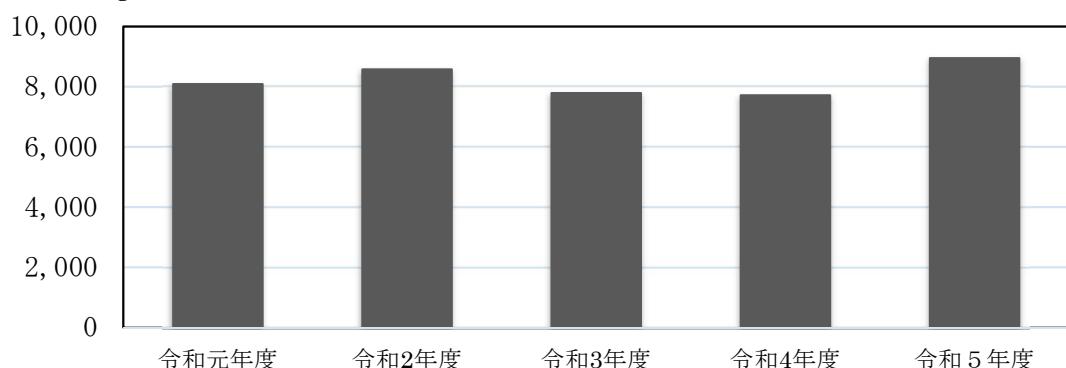
廃蛍光管の年度別排出量

(単位 : kg)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直営	8,080	8,570	7,790	7,710	8,950

廃蛍光管の年度別排出量

(kg)



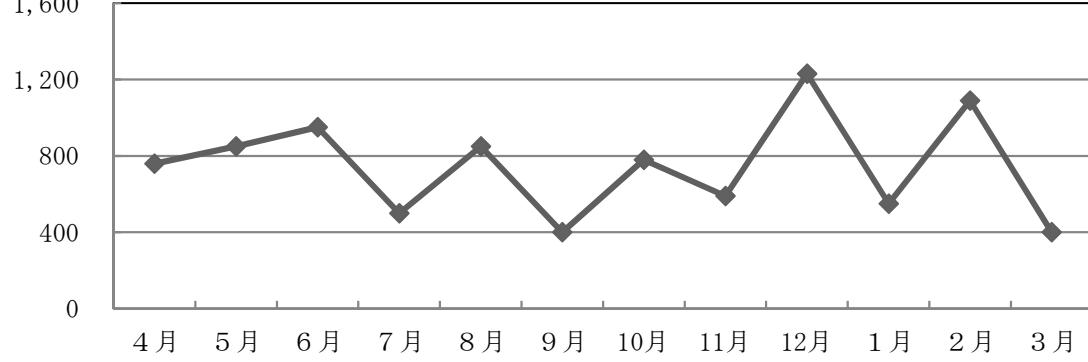
令和5年度 廃蛍光管の月別排出量

(単位 : kg)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
760	850	950	500	850	400	780	590	1,230	550	1,090	400	8,950

令和5年度 廃蛍光管の月別排出量

(kg)



### (サ) 廃乾電池

市内の町会館、集会所、公民館、スーパー等に回収ボックスを設置し直営で回収しています。回収された廃乾電池は、岸和田市貝塚市クリーンセンターにストックした後、資源化されています。

廃乾電池の年度別収集量

(単位 : kg)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直営	20,760	22,260	22,510	20,770	19,840

設置校区	廃乾電池回収ボックス設置場所
中央	堺町会館 北町会館 五軒屋町会館 市立公民館 コープ岸和田
城内	南上町1丁目会館 南上町2丁目会館 岸城町南部会館 岸城町北部会館 南町(新会館 会館) ハイネスヴェルデ(ごみ置場) 市役所(新館 旧館 別館) 環境事務所 市立図書館
浜	中北町会館 臨海会館管理事務所 大北町新会館老人集会所 中町会館
朝陽	岸和田コーポラス(管理事務所) 光陽地区公民館 高齢者ふれあいセンター朝陽 上野町東公民館 ファミリーマート岸和田並松町店 牛ノログラウンド 府営並松住宅集会所 下野町1丁目市営住宅集会所 上野町西会館 朝陽公民館 アクアパーク CITY 岸和田
東光	野田町会館 福祉総合センター 保健センター 藤井町青少年会館 別所町会館
旭	東岸和田市民センター 土生町会館 行遇町集会所 山下住宅集会所 スーパーサンエー東岸和田店
太田	太田町会館 畑町会館 府営土生住宅集会所 極楽寺町公民館 流木町公民館
修齊	葛城町会館 葛城地区公民館 オークワ岸和田八田店 真上町公民館 阿間河滝町会館
東葛城	塔原町実行組合 相川町実行組合 河合町会館 神於町実行組合 上白原町公民館
春木	春木市民センター 春木地区公民館 春木団地集会所 春木南浜町会館 春木元町会館 春木泉町会館 春木本町会館 春木大国町会館 春木大小路町会館
大芝	大芝地区公民館 八幡町会館 シャルマンフジ忠岡(磯上町) ごみ置場 松風町会館 磯上町会館 八幡東町集会所 万代岸和田磯上店
新条	松源岸和田中井町店 中井町公民館 若葉ヶ丘町会館 新条地区公民館 星ヶ丘町会集会所
城北	城北地区公民館 スーパーサンエーフード田中店 春木旭町会館 吉井町公民館 旭府営住宅集会所 ビレッジハウス旭
八木北	箕土路青少年会館 下池田町旧会館
八木	スーパーサンエー久米田店 レックスガーデン岸和田(管理室横) 紅葉ヶ丘町集会所 八木市民センター
八木南	池尻町会館 額町会館 松ヶ丘町会館 緑ヶ丘町集会所 花田町会館
山直北	岡山町青年会場 黄金塚第1期(町会館) 黄金塚第2期(グリーンベルト) 今木町公民館 岡山町バス停横ごみ置場 三田町公民館 小倉公民館 スーパーサンエー山直店 山直市民センター 田治米町会館
城東	東ヶ丘町会館
山直南	山滝地区公民館 積川町会館 包近町会館 翠ヶ丘町
光明	尾生町公民館 尾生町青年会場 中尾生町公民館 福田町公民館 三ヶ山町掲示板前 光明地区公民館
常盤	星和上松台集会所 上松台東町会館 下松町公民館 八阪町公民館 上松町公民館 門前町公民館 スーパーサンエー上松店 山下町公民館 上松台西町会館 桜台市民センター
大宮	宮前町公民館 男女共同参画センター 加守町1・2・3・4丁目(会館 集会所) 西之内町公民館 加守第1児童遊園 かみででんき 松源岸和田西之内店 杉の湯
山滝	山滝支所 大沢山荘
天神山	天神山地区公民館 天神山3丁目ごみ置場 天神山G団地ごみ置場A・B

※上記の他に一部の小中学校にも設置しております。

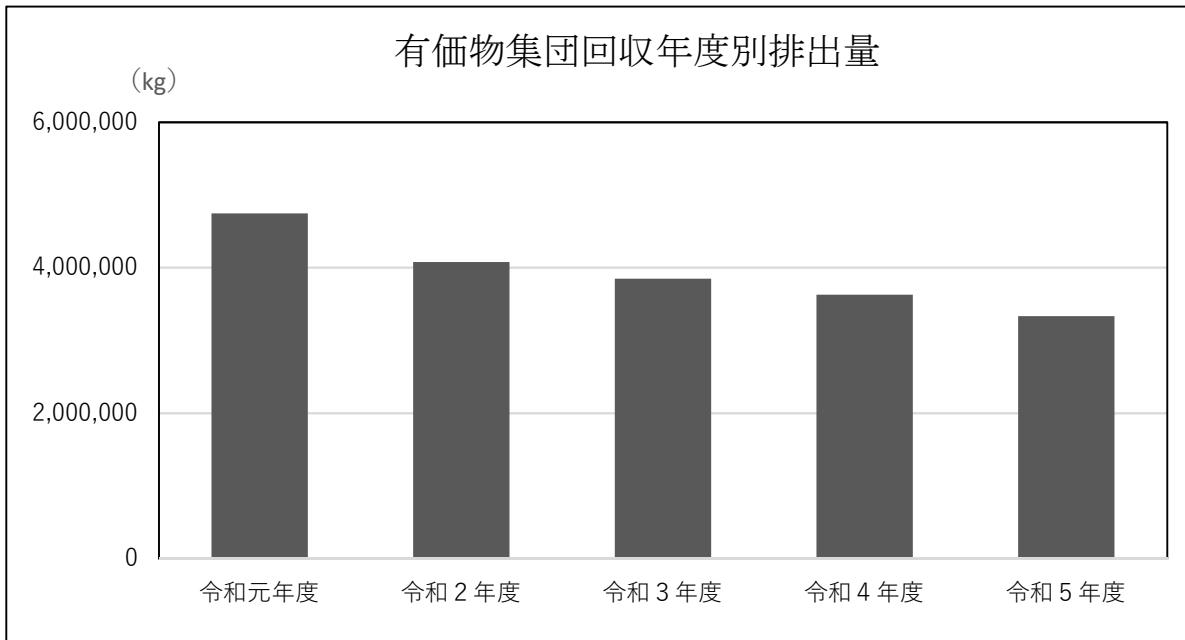
### (シ) 集団回収

平成3年4月より、ごみの減量及び資源化の促進、ごみ問題に対する市民の意識向上を目的として、集団回収（新聞・雑誌・ダンボール・古布）を自主的に行っている市内の町会、子供会等の団体に対し奨励金（6円/kg）を交付しています。

有価物集団回収奨励金制度年度別回収実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付団体	197	195	196	197	194
実施回数(回)	3,102	3,124	3,030	2,980	2,834
総回収量(kg)	4,744,147	4,074,791	3,850,006	3,626,640	3,333,177
前年度比(%)	91.4	85.9	94.5	94.2	86.2
1団体当り(kg)	24,082	20,896	19,643	18,409	17,093
回 収 量 内 訳 ( kg )	新聞	2,681,311	2,156,678	2,037,822	1,885,426
	雑誌	773,491	725,286	611,482	585,202
	ダンボール	1,006,222	1,000,411	1,018,045	981,680
	古布	283,123	192,416	182,657	174,332
奨 励 金 ( 円 )	奨励金合計	28,449,100	24,432,700	23,084,000	21,743,200
	1団体当り	144,412	125,296	117,776	110,372

有価物集団回収年度別排出量



有価物集団回収による実施団体種別回収量

(単位 : kg)

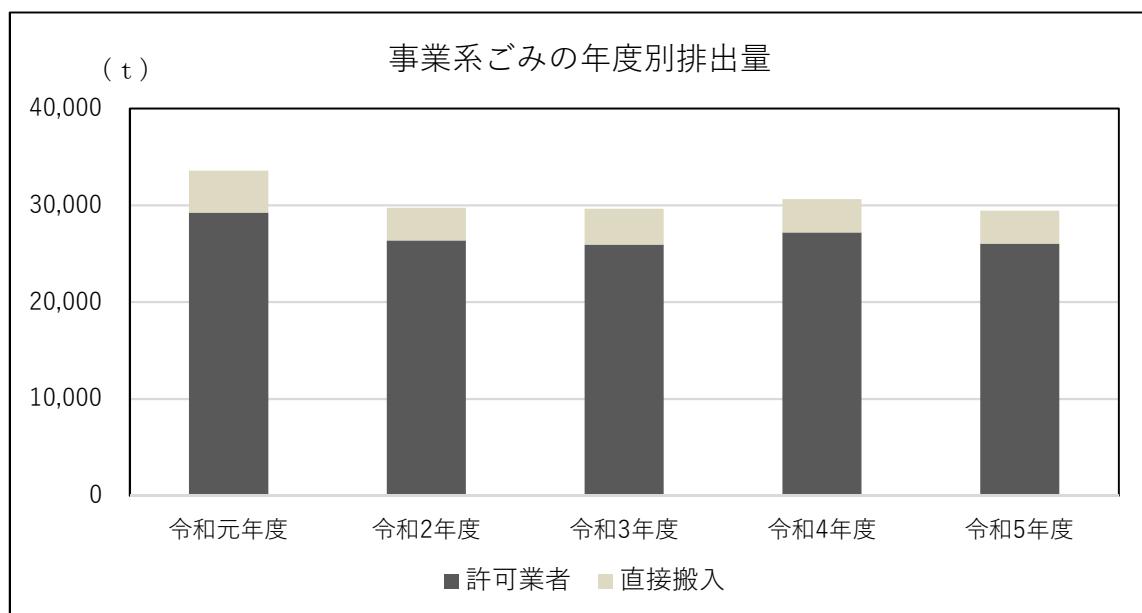
	区分	回収内容				総回収量	実施回数
		新聞	雑誌	ダンボール	古布		
令和元年度	町会・自治会	1,006,058	292,518	357,301	103,913	1,759,790	1,246
	子供会	1,174,003	314,934	426,649	121,910	2,037,496	843
	婦人会	198,865	39,004	77,920	26,478	2,052,700	224
	老人会	151,827	35,115	61,200	16,604	264,746	150
	マンション管理組合	95,180	44,996	31,198	9,165	180,539	432
	青年団	28,290	34,440	21,100	2,180	86,010	24
	その他	27,088	12,484	30,854	2,873	73,299	183
	合 計	2,681,311	773,491	1,006,222	283,123	4,744,147	3,102
令和2年度	町会・自治会	817,930	274,046	364,697	65,297	1,521,971	1,147
	子供会	936,278	306,839	421,479	89,178	1,753,774	805
	婦人会	165,640	37,770	76,056	19,390	298,856	223
	老人会	123,485	36,118	60,295	10,946	230,844	152
	マンション管理組合	76,314	41,510	31,504	6,887	156,215	444
	青年団	13,050	18,820	14,070	280	46,220	8
	その他	23,981	10,183	32,310	437	66,911	345
	合 計	2,156,678	725,286	1,000,411	192,416	4,074,791	3,124
令和3年度	町会・自治会	780,418	223,950	370,465	64,323	1,439,156	1,151
	子供会	866,970	261,230	425,590	85,063	1,638,853	821
	婦人会	162,620	35,000	78,400	14,315	290,335	230
	老人会	119,425	30,335	62,315	11,436	223,511	156
	マンション管理組合	73,009	34,629	33,670	6,888	148,196	454
	青年団	14,060	17,240	18,390	600	50,290	9
	その他	21,320	9,098	29,215	32	59,665	209
	合 計	2,037,822	611,482	1,018,045	182,657	3,850,006	3,030
令和4年度	町会・自治会	768,569	236,364	382,063	63,035	1,450,031	1,163
	子供会	742,855	222,050	379,890	79,681	1,424,476	775
	婦人会	148,610	34,380	73,870	11,830	268,690	158
	老人会	112,975	30,218	58,320	11,565	213,078	144
	マンション管理組合	77,744	39,722	41,277	7,586	166,329	478
	青年団	12,550	16,470	16,940	320	46,280	9
	その他	22,123	5,998	29,320	315	57,756	253
	合 計	1,885,426	585,202	981,680	174,332	3,626,640	2,980
令和5年度	町会・自治会	701,369	184,416	358,915	60,243	1,304,943	1,154
	子供会	679,970	195,790	375,620	84,014	1,335,394	737
	婦人会	145,720	25,281	73,680	12,129	256,810	144
	老人会	101,270	20,860	55,390	13,508	191,028	156
	マンション管理組合	68,682	33,050	41,993	6,926	150,651	474
	青年団	10,450	13,530	17,360	510	41,850	10
	その他	18,770	6,669	26,990	72	52,501	159
	合 計	1,726,231	479,596	949,948	177,402	3,333,177	2,834

## イ 事業系ごみ

事業系ごみの減量にむけ、事業所自らの減量努力と廃棄物の分別を徹底するとともに適正な処理に努め、資源の有効利用推進のため、現在の社会情勢の認識と環境問題を考慮し、事業所自ら実践をしてもらうよう指導、啓発を進めています。

(単位：t)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許可業者	可燃ごみ	28,340	25,711	25,329	26,629	25,583
	ビン・カン	78	67	51	55	57
	粗大ごみ	可燃性	539	497	530	426
		不燃性(金属・セトモノ)	260	80	72	83
	合 計	799	577	602	509	386
許可業者総排出量		29,217	26,355	25,982	27,193	26,026
直接搬入	可燃ごみ	3,707	3,061	3,348	3,147	3,112
	ビン・カン	2	1	2	1	1
	粗大ごみ	可燃性	588	287	328	242
		不燃性(金属・セトモノ)	49	38	39	51
	合 計	637	325	367	293	288
直接搬入総排出量		4,346	3,387	3,716	3,441	3,401
事業系ごみ総排出量		33,563	29,742	29,698	30,634	29,427



## ウ リサイクル事業

### (ア) リサイクルボードの管理事業

市民の皆様のご家庭にある不用品をリサイクルする情報交換の場として、リサイクルボードを市内3ヶ所(市役所、山直市民センター、春木市民センター)に設置しています。

各設置場所の利用状況は下記表の通りです。

令和5年度 リサイクルボード利用状況

(単位:件)

設置場所	ゆづります	いただきます	小計	
	申込件数	申込件数	申込件数	成立件数
市役所	6	9	15	0
山直市民センター	7	1	8	2
春木市民センター	4	13	17	2
総合計	17	23	40	4

注) 申し込み件数と成立件数が合致しないのは、掲示期間(1ヶ月)を設定している為、この期間に成立しなかった場合はボードから削除しています。

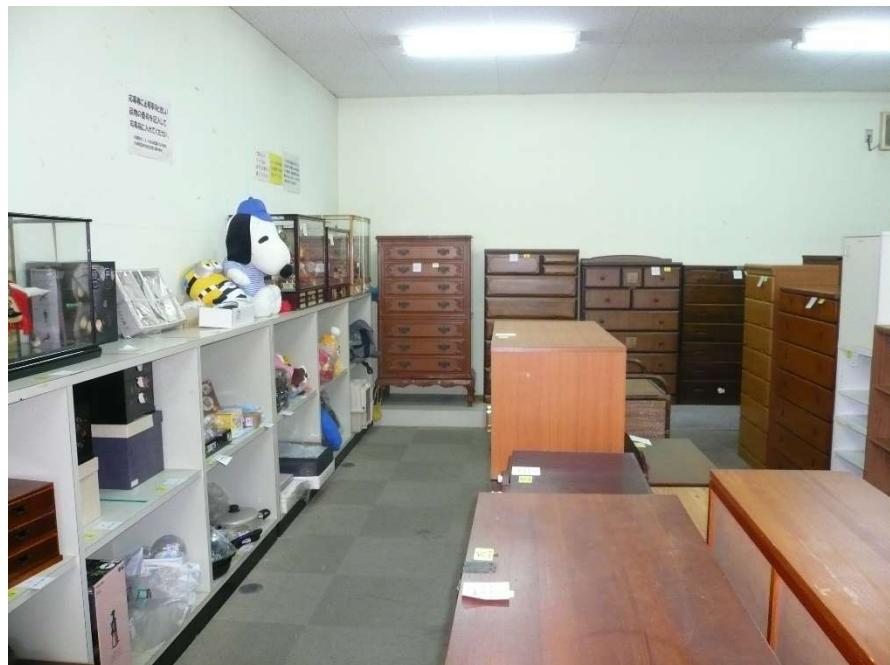
### (イ) リユース品(再利用品)無償譲渡会

市民の方から提供のあった家具類、ベビー用品、日用雑貨などを展示し、公開抽選により市民の方に譲渡しました。

第1回 令和5年11月15日(水)～令和5年11月16日(木)

リユース品 211点

来場者 287名



展示場内の様子

## (ウ) 家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度

市民のごみ資源化の取組みに対する意識の高揚を図り、地球温暖化の防止並びにごみの再資源化及び減量化の推進に資することを目的として平成23年6月から実施しています。

### 【補助対象者】

- 1 住民基本台帳に記録があり、現にその住所に居住している方
- 2 申請時に市税を完納していること
- 3 自己の居宅又は、市が適当と認めた場所に設置し、処理機器をその用法に従い、適正に維持管理ができること
- 4 補助対象機器から生成される堆肥等の適正処理が行えること
- 5 5年以内にコンポスト・EMバケツの無償貸与を受けていないこと
- 6 当該補助金の交付を受けてから5年を経過していること

### 【補助対象となる家庭用生ごみ処理機器及び補助金額】

購入額 2,000円未満のものは補助の対象とはなりません。

(1世帯1台とします。ただし、EMバケツに限っては2基までとします。)

- ◎ 電源を必要とする処理機器（電動式生ごみ処理機）※生ごみを碎いたり、焼却するものは除く

処理機器購入費用（消費税及び地方消費税を含む）の1/2を補助、上限を20,000円とする。

※1,000円未満切捨て

※電気設備等の付帯設備に要する費用は除く

- ◎ 電源を必要としない処理器（コンポスト・EMバケツなど）

処理機器購入費用（消費税及び地方消費税を含む）の1/2を補助、上限を3,000円とする。

※100円未満を切捨て

### 家庭用生ごみ処理機器購入補助金申請実績

	申請件数	申請金額(円)	交付件数	交付金額(円)	備考
令和元年度	15	141,700	15	141,700	
令和2年度	40	477,200	39	475,800	取下げ1件
令和3年度	38	472,700	38	472,700	
令和4年度	36	477,800	36	477,800	
令和5年度	49	704,200	49	704,200	

### 【内訳】

	生ごみ処理器補助対象件数 補助金額交付合計(円)	電動式処理機補助対象件数 補助金額交付合計(円)	合計
令和元年度	4 10,700	11 131,000	15 141,700
令和2年度	9 22,800	30 453,000	39 475,800
令和3年度	10 21,700	28 451,000	38 472,700
令和4年度	10 22,800	26 455,000	36 477,800
令和5年度	10 26,200	39 678,000	49 704,200

## エ 美化活動

美化活動を実施する前に美化活動支援申込書を提出してもらい、自主的に美化活動を行っていただいております。町会または各種団体等において実施され、指定された場所に排出されたごみについては、直営で収集を行っています。

また、町会の班・組等による小規模な美化活動（ボランティア活動）によって排出されたごみについては、当該町域の普通ごみ回収の日に、家庭から排出される普通ごみと一緒に回収しています。

美化活動の申込件数と収集量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込み件数(件)	676	712	713	869	822
収集量(kg)	248,780	203,720	194,660	226,580	255,030
※総活動回数(回)	1,054	1,072	1,025	1,268	1,140

※ボランティア活動含む。

## オ 家電4品目

平成13年4月1日家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行されました。この法律では、家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられていますが、岸和田市では法施行後から収集運搬を行っています。

平成21年4月から家電リサイクル法にテレビ（液晶・プラズマ式）及び衣類乾燥機が追加されました。

家電4品目の処分を市に依頼する場合、リサイクル料金を郵便局に振込み、収集運搬手数料（1台につき2,000円）は廃棄物対策課が徴収し収集運搬しています。

年度別家電4品目収集運搬手数料集計

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
品目	台数	費用(円)								
洗濯機及び衣類乾燥機	38	76,000	63	126,000	58	116,000	59	118,000	54	108,000
エアコン	5	10,000	10	20,000	5	10,000	1	2,000	4	8,000
冷蔵庫及び冷凍庫	55	110,000	60	120,000	70	140,000	63	126,000	64	128,000
テレビ	35	70,000	49	98,000	46	92,000	38	76,000	69	138,000
合計	133	266,000	182	364,000	179	358,000	161	322,000	191	382,000

(指定引取場所 日本通運㈱)

## 力 不法投棄

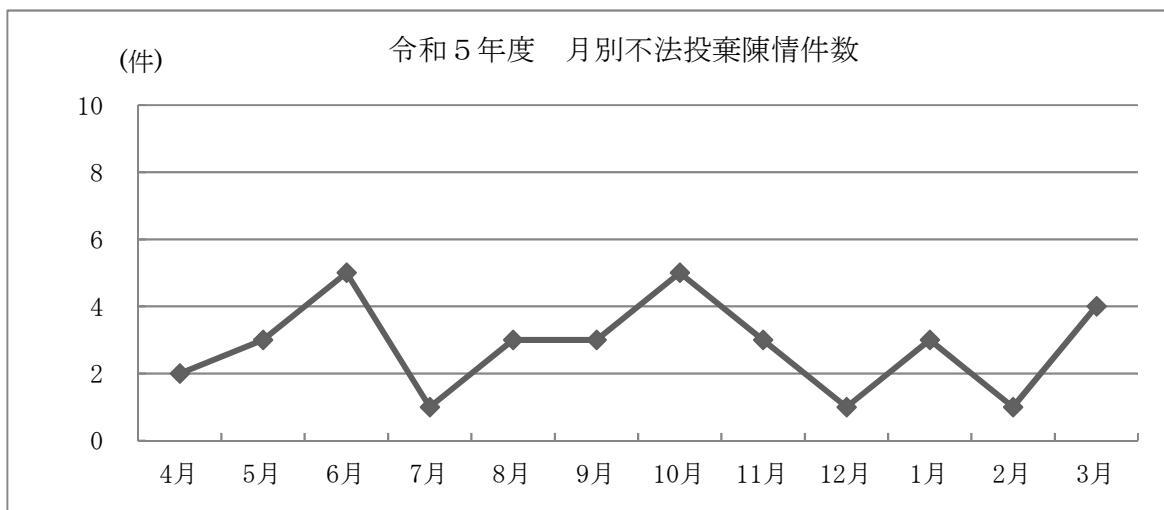
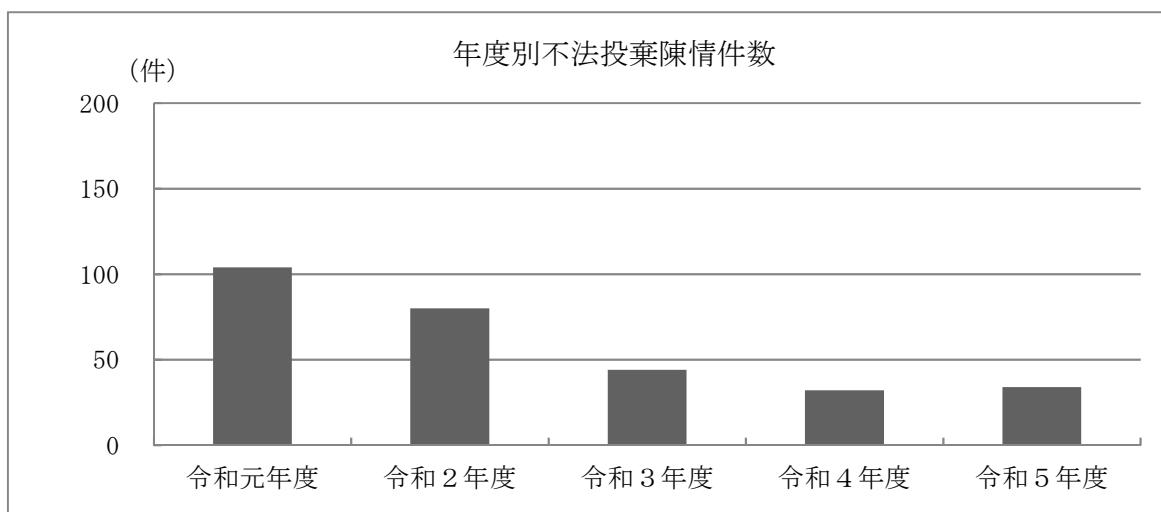
岸和田市では、不法投棄防止対策として、岸和田市不法投棄等防止対策本部を設置し、不法投棄防止及び防犯夜間パトロール、不法投棄物合同撤去等を実施しています。

### (1) 不法投棄陳情件数

年度別不法投棄陳情件数 (単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	11	8	13	6	8	7	7	7	11	8	7	11	104
令和2年度	7	7	6	3	6	8	5	10	6	8	2	12	80
令和3年度	7	4	2	3	2	6	4	0	0	6	4	6	44
令和4年度	3	6	5	6	0	0	3	0	2	4	1	2	32
令和5年度	2	3	5	1	3	3	5	3	1	3	1	4	34

※その他、市の施設管理課、大阪府、岸和田警察へ直接陳情された件数は含まない。



## (2) 岸和田市不法投棄等防止対策本部

### ア. 概要

岸和田市不法投棄等防止対策本部は、平成 14 年度に設置された岸和田市不法投棄等防止対策連絡会が岸和田市附属機関条例の一部改正に伴い廃止となり、平成 25 年度より新たに設置されました。

### イ. 実施事業

#### (ア) 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

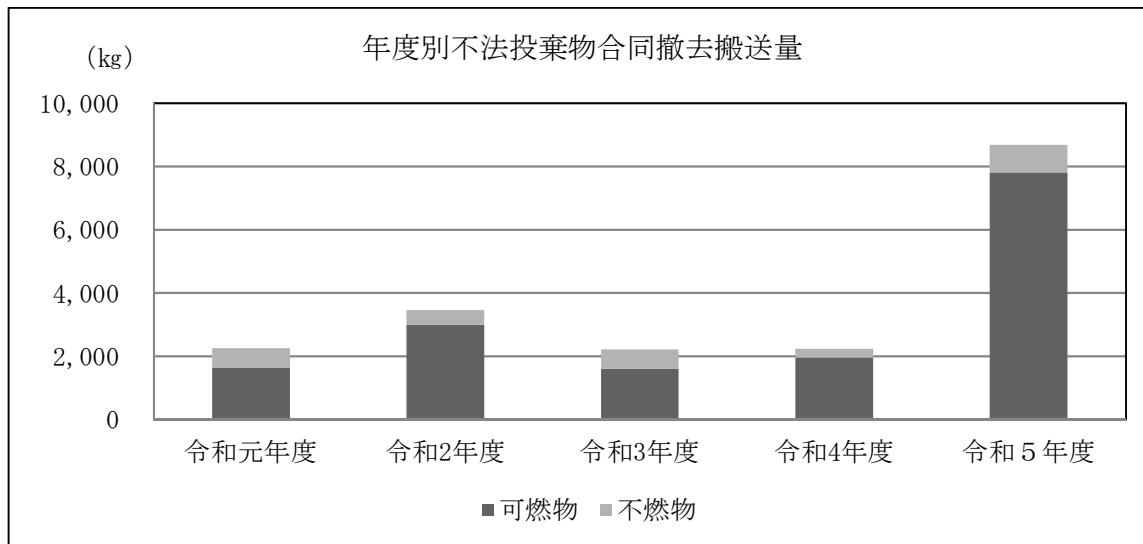
環境省では平成 19 年度から、不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5月 30 日（ごみゼロの日）から 6月 5 日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、啓発活動を実施しています。

#### (イ) 不法投棄物合同撤去

年度別不法投棄物合同撤去搬送量 (単位 : kg)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
可燃物	1,620	2,990	1,600	1,960	7,810
不燃物	630	460	610	270	870
合計	2,250	3,450	2,210	2,230	8,680

※家電 4 品目、タイヤ等クリーンセンター搬入不可物の重量は含まれない。



(ウ) 不法投棄防止及び防犯夜間パトロール

岸和田市全域を青色パトライ特装車（公用車）により不法投棄防止及び防犯夜間パトロールを、6月・7月・8月に計6回実施しました。

(実施日) 令和5年 6月9日・23日

7月7日・21日

8月4日・18日

(参加者) 延べ48名

ウ. 組織

岸和田市	総務管財課、自治振興課、危機管理課、産業政策課、農林水産課、都市計画課、建設指導課、都市整備課、建設管理課、高架事業・道路整備課、水とみどり課、スポーツ振興課、消防本部予防課、消防本部消防署、環境保全課、廃棄物対策課
------	--

(3) 不法投棄禁止看板の配布

不法投棄防止対策の一環として町会及び、市民からの設置要望があれば不法投棄禁止看板を配布しています。



【不法投棄禁止看板】

## キ 胞衣・汚物収集運搬

胞衣・汚物収集件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胞衣(個)	735	686	739	680	664
汚物(個)	40	53	45	34	35

死獣持込受付件数 (ペット扱い)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
犬(匹)	867	830	778	727	620
猫(匹)	659	633	582	533	559
うさぎ(羽)	69	70	43	66	75
鳥類(羽)	29	37	47	61	54
ネズミ類(匹)	83	99	108	118	128
その他	64	78	72	82	60
合計	1,771	1,747	1,630	1,587	1,496

※ペットについては一体につき手数料1,000円必要です。

死獣収集件数 (飼主不明)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
犬(匹)	1	4	6	2	0
猫(匹)	1,079	849	834	583	506
たぬき(匹)	44	70	61	42	32
鳥類(羽)	417	439	436	524	421
いたち科(匹)	52	43	48	47	30
その他	42	50	48	54	72
合計	1,635	1,455	1,433	1,252	1,061

※飼主不明の場合、手数料は必要ありません。

## ク 一般廃棄物（し尿）処理事業

### (ア) 概要

し尿くみ取りは、昭和 27 年に市の指定業者として 1 業者が市域の一部、昭和 30 年に許可制となり、5 業者が市内一円のくみ取りを始め、昭和 42 年に 3 業者を新たに許可し、地域指定としました。

助成については、1 人当たり 1 ヶ月 200 円（令和元年 10 月からは 204 円）負担していましたが、平成 20 年 6 月からは、公共下水道等が整備され供用開始から 3 年経過しているくみ取り世帯への助成は、廃止となっています。

※公共下水道等には、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設を含む。

### し尿くみ取り手数料

人数制	普通便所	1 人につき 1 ヶ月 435 円
	無臭便所	上記に 1 槽 1 ヶ月 360 円加算
	簡易水洗便所	1 人につき 1 ヶ月 700 円
従量制	一般家庭で便所が 2 ヶ所以上あり、主たる便所 1 ヶ所を除く他の便所	10ℓにつき 70 円
	臨時に申し込みがあったもの	10ℓにつき 90 円 + 2,000 円
	商店、事業所等	10ℓにつき 105 円

※し尿くみ取り手数料は、上記の表により算出した額に消費税 10% を乗じる

### し尿くみ取り・浄化槽清掃業許可業者

事 業 所 名	電 話 番 号	所 在 地
(株)両国設備	072-439-6000	上町 23-8
(株)坂井設備工業所	072-438-4723	下野町 5-14-16
阪南設備工業(株)	072-422-0568	南上町 1-28-5
岸和田設備工業(株)	072-423-0062	並松町 8-17
(有)出口設備工業所	072-444-8761	箕土路町 2-17-4
(有)久米田設備	072-445-9184	小松里町 1128-1
(株)山本設備	072-445-2062	三田町 209-1
(株)大八清掃社	072-422-4583	南上町 2-23-23

※浄化槽清掃業については、地域別業者指定はありません。

## (イ) し尿の収集運搬、処理

し尿及び浄化槽汚泥については許可業者で収集運搬します。

し尿処理場（天の川浄苑）の運転は昭和35年から始まりました。

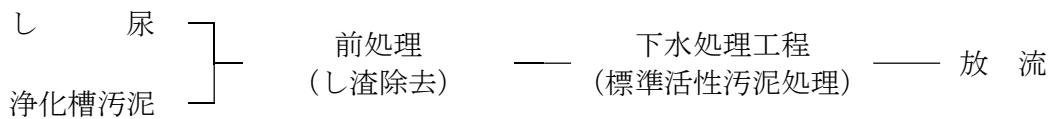
し尿排出量の実績と推移 (単位: kℓ)

	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
令和元年度	15,397	5,639	21,036
令和2年度	14,693	5,725	20,419
令和3年度	14,585	5,398	19,983
令和4年度	13,713	5,631	19,344
令和5年度	13,004	5,576	18,580

し尿処理の状況

	くみ取り人口 (3月末現在)	くみ取り世帯数 (3月末現在)	岸和田市人口 (3月末現在)
令和元年度	6,362	3,174	193,615
令和2年度	6,122	3,093	192,160
令和3年度	5,876	3,031	190,410
令和4年度	5,622	2,968	188,834
令和5年度	5,423	2,913	187,394

## (ウ) 天の川浄苑におけるし尿及び浄化槽汚泥処理工程



(3) ごみの分別及び資源化  
ア ごみの分別収集・回収状況

	形 態	種 別	回収品目等	排 出 等	収集回収等
1	普通ごみ	可燃性ごみ	燃やせるごみ	ステーション (指定曜日)	週 2 回 (祝日も収集)
2	空きビン 空きカン ペットボトル	空きビン 空きカン ペットボトル	空きビン・空きカン ペットボトル	ステーション (指定曜日)	週 1 回 (祝日も収集)
3	プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	ステーション (指定曜日)	週 1 回 (祝日も収集)
4	粗大ごみ	粗大ごみ	電化製品、家具類 「大型ごみ」	電話で申込・各戸収集	随時
5	埋立ごみ	埋立ごみ	陶器類・電球・化粧品の ビン	町会館・集会所等	2ヶ月に1回
6	小さな金属類	不燃性 粗大ごみ	なべ・やかん・フライパン・傘 25cm以下の金属類 (電化製品は除く)	町会館・集会所等	2ヶ月に1回
7	廃蛍光管	廃蛍光管	破損してない物	町会館・集会所等	2ヶ月に1回
8	紙パック	紙パック	紙パック	拠点回収 (排出は随時)	
9	廃乾電池	廃乾電池	廃乾電池	拠点回収 (排出は随時)	
10	廃食用油	廃食用油	廃食用油	拠点回収 (年2回指定する日) ※一部常設	年 2 回
11	集団回収	古紙	ダンボール等と新聞、雑誌、古布 (古布については回収していない団体もあります)	各地域の実施団体で 日時、場所指定	各地域の実施団体
		白色の発泡スチロール製食品トレー	白色の 発泡スチロール製食品トレー	(各流通販売店) 各流通販売店で引き 続回収を推進して もらう。	各流通販売店、 自主回収の推進

収集形態 11 種分別

イ 資源物の行き先

	品名		排出方法	回収方法	集積場所	行先	再資源化(リサイクル)		
2	空きカン	アルミ	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	大栄環境(株)	アルミ製品、 鉄製品に再生化		
		スチール				中辻産業(株) 忠岡工場			
	空きビン	酒 ビール	業者引き取り等	⇒	⇒	酒、ビール 関係メーカー	酒、ビール用の ビンに再利用		
		その他の ビン類	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	藤野興業(株) 大原ガラスリサイ クル	ビンに再生化タイ ル、ブロック等の 原料に再利用		
3	ペットボトル		ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	(財)日本容器包装 リサイクル協会 (ウツミリサイクル)	卵、フルーツ等 の食品容器		
	プラスチック製 容器包装		ステーション	市直営 委託業者	関西リサイクル 環境事業 協同組合	(株)広島リサイクル センター	製品の素材とし てペレット化		
4	粗大ごみ 金属類	アルミ	申込制 各戸回収	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	(有)福商リサイクル	アルミ製品、鉄製 品に再生化		
		スチール				安田金属興業(株)			
		その他				安田金属工業(株)			
6	小さな 金属類	アルミ	町会館、 集会所等で回収			(有)福商リサイクル			
		スチール				安田金属興業(株)			
7	廃蛍光管 (破損していない物)		町会館、 集会所等で回収	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	野村興産(株)	ガラス、水銀等に 再利用		
8	紙パック類		量販店・ 公共施設	委託業者	廃棄物対策課	(株)徳山商事	ティッシュ、トイレッ トペーパー等に 再生化		
9	廃乾電池		回収 BOX 設置	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	JFE 条鋼(株) 水島製造所	溶融処理後、鉄鋼 製品等に再利用		
10	廃食用油		拠点回収 (年2回指定する日) 一部常設	委託業者	廃棄物対策課 ケーシーエス(株)	(株)レックスRF	セメント製造時 の補助燃料		
11	新聞 雑誌類 ダンボール 布類		集団回収 町会、子供会、婦人会、 老人会等の団体が日時、 場所を定め実施	再生資源 回収業者	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	再生加工業者 (工場)	再生紙、新聞紙、 トイレットペーパー 等に再製品化		
	トレー		販売店 回収 BOX 設置	販売店	販売店	再生加工業者 (工場)	再製品化		

#### (4) 年度による対比

(単位:kg)

区分/年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	比較(3・4)		比較(4・5)		
一般家庭ごみ	a	1. 普通ごみ	28,205,820	27,515,160	26,612,490	△ 690,660	-2.45%	△ 902,670	-3.39%
		ア 直営	2,506,540	2,451,130	2,354,770	△ 55,410	-2.21%	△ 96,360	-4.09%
		イ 直営(美化等)	222,470	261,570	249,580	39,100	17.58%	△ 11,990	-4.80%
		ウ 委託	25,476,810	24,802,460	24,008,140	△ 674,350	-2.65%	△ 794,320	-3.31%
	b	2. 空きビン・カン・ペットボトル	2,117,000	2,064,090	1,974,310	△ 52,910	-2.50%	△ 89,780	-4.55%
		ア 直営	170,530	169,470	163,290	△ 1,060	-0.62%	△ 6,180	-3.78%
		イ 直営(美化等)	3,350	4,520	5,450	1,170	34.93%	930	17.06%
		ウ 委託	1,943,120	1,890,100	1,805,570	△ 53,020	-2.73%	△ 84,530	-4.68%
		3. プラスチック製容器包装	2,560,500	2,190,460	2,029,030	△ 370,040	-14.45%	△ 161,430	-7.96%
		ア 直営	201,130	174,210	163,800	△ 26,920	-13.38%	△ 10,410	-6.36%
	c	イ 委託	2,359,370	2,016,250	1,865,230	△ 343,120	-14.54%	△ 151,020	-8.10%
		4. ペットボトル(直営)	26,460			△ 26,460	-100.00%		
	d	5. 紙パック(委託)	7,400	4,600	4,140	△ 2,800	-37.84%	△ 460	-11.11%
		6. 廃食用油(委託)	11,180	10,360	9,840	△ 820	-7.33%	△ 520	-5.28%
	e	7. 粗大ごみ	518,570	477,050	440,580	△ 41,520	-8.01%	△ 36,470	-8.28%
		ア 直営・委託(可燃性)	321,090	309,460	296,010	△ 11,630	-3.62%	△ 13,450	-4.54%
		イ 直営・委託(金属)	197,480	167,590	144,570	△ 29,890	-15.14%	△ 23,020	-15.92%
	f	8. 埋立ごみ(直営)	181,000	154,870	144,020	△ 26,130	-14.44%	△ 10,850	-7.53%
		9. 小さな金属(直営)	43,120	35,060	32,170	△ 8,060	-18.69%	△ 2,890	-8.98%
	g	10. 廃蛍光管(直営)	7,790	7,710	8,950	△ 80	-1.03%	1,240	13.85%
		11. 廃乾電池(直営)	22,510	20,770	19,840	△ 1,740	-7.73%	△ 930	-4.69%
	f	12. 直接搬入量	2,337,800	2,101,740	2,208,960	△ 236,060	-10.10%	107,220	4.85%
	g	13. 集団回収(新聞・雑誌・ダンボール等)	3,850,006	3,626,640	3,333,177	△ 223,366	-5.80%	△ 293,463	-8.80%
A. 家庭ごみ 計(1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13)		39,889,156	38,208,510	36,817,507	△ 1,680,646	-4.21%	△ 1,391,003	-3.78%	
比 率(A÷17)		57.32%	55.50%	55.58%					
事業系ごみ	14. 許可業者搬入量		25,982,340	27,193,180	26,027,660	1,210,840	4.66%	△ 1,165,520	-4.48%
	a	ア 可燃ごみ	25,329,120	26,629,610	25,583,430	1,300,490	5.13%	△ 1,046,180	-4.09%
	b	イ ビン・カン	51,020	54,800	57,080	3,780	7.41%	2,280	3.99%
	c	ウ 粗大ごみ	602,200	508,770	387,150	△ 93,430	-15.51%	△ 121,620	-31.41%
	f	15. 直接搬入量	3,717,120	3,440,600	3,400,750	△ 276,520	-7.44%	△ 39,850	-1.17%
	B. 事業系 計(14+15)		29,699,460	30,633,780	29,428,410	934,320	3.15%	△ 1,205,370	-4.10%
	比 率(B÷17)		42.68%	44.50%	44.42%				
16.	清掃工場搬入量	63,159,530	63,010,230	60,869,730	△ 149,300	-0.24%	△ 2,140,500	-3.52%	
17.	総排出量	69,588,616	68,842,290	66,245,917	△ 746,326	-1.07%	△ 2,596,373	-3.92%	
18.	岸和田市の人口(人)	191,216	189,684	188,412	△ 1,532	-0.80%	△ 1,272	-0.68%	
19.	岸和田市の世帯数(世帯)	88,598	89,182	89,835	584	0.66%	653	0.73%	

a 可燃ごみ b 資源ごみ c 粗大ごみ d 不燃ごみ e その他ごみ f 直接搬入ごみ g 集団回収

## 4 害虫駆除

### (1) 害虫駆除薬散布器材の貸出

毎年、5月～7月にかけ、申請のあった町内会及び各種団体に、実施に伴う薬剤及び、器材の貸出をし、害虫駆除が行われています。

害虫駆除薬散布器材申込件数 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込総数	96	10	70	59	76

- ・貸出器材 希釀用桶（100ℓ）・じょうろ・ひしゃく・じょうご・計量カップ
- ・貸出薬剤 バポナ（乳剤・医薬部外品）

### (2) 害虫駆除の問い合わせ

公共施設、公園、側溝、水路などへの衛生害虫、樹木害虫、不快害虫を対象にした駆除等の相談を行っています。（駆除業者の紹介）

害虫駆除問い合わせ件数 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間件数	31	10	6	7	5
種類別内訳					
蚊、ユスリカ	1	0	0	0	0
セアカゴケグモ	30	10	6	7	4
その他	0	0	0	0	1
合計	31	10	6	7	5

### (3) ねずみ駆除薬配布

ねずみ駆除強調月間として2月に駆除薬の配布を行っています。

駆除薬配布以外に5月～7月にかけて各団体（町会、自治会、市青協等）が害虫駆除薬剤散布も行っています。

駆除薬配布件数 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ゴキブリ駆除薬	318	-	-	-	-
ねズみ駆除薬	41	46	23	37	36

※令和2年度よりゴキブリ駆除薬の配布事業は廃止になりました。

## 5 環境教育の推進

### (1) 環境フェア

平成 4 年に、市制施行 70 周年記念事業の一環としてリサイクルフェアを開催したのが始まりで、以後も環境フェアとして毎年 11 月上旬に実施してきました。

平成 14 年からは、産業フェアと同時開催することで大勢の市民の方が来場され、より一層環境に対する関心も深まってきたと考えています。

平成 22 年からは、環境月間である 6 月にあわせて、本市の公民協働による環境まちづくりを推進するため、多様な事業主体による一体的かつ集中的な協働の取組みとして、環境フェアを開催しています。

令和 5 年度は 6 月 4 日（日）ラパーク岸和田 1 F キスパプラザにおいて、全国ごみ不法投棄監視ウィークやきれいなまちづくり条例の周知のためののぼり設置、ごみの減量・分別・不法投棄防止に関するパネル展示などを主として開催しました。

### (2) 岸和田・貝塚 3 R ふれあいフェア

岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市クリーンセンターの合同イベントとして、令和 5 年 7 月 1 日（土）に「岸和田・貝塚 3 R ふれあいフェア」が開催され、本市は、「環境パネル展示」、「3 R クイズに挑戦してオリジナルエコバックを作ろう」、「牛乳パックを使った工作（小物入れ）」、「不要になった園芸土の引き取り」、3 者共催として「紙パックの交換会」を催しました

### (3) 出前講座

岸和田市のごみの現状やごみの分別、3 R の推進運動などのテーマで出前講座を開催しています。主な出前講座は、生涯学習課に登録している内容で、各種団体（教育学級、高齢者大学等）の依頼を受け、講師を派遣しています。

その他、小中学校からは総合学習の依頼での出前講座も行っています。

#### 令和 5 年度 活動内容

日付	団体	参加人数	講座内容	場所
令和 5 年 4 月 20 日	高齢者大学	59	家庭ごみの出し方・分け方について	葛城地区公民館
令和 5 年 6 月 18 日	青少年指導員城北	16	家庭ごみの出し方・分け方について	城北公民館
令和 6 年 2 月 4 日	天神山地区市民協議会	19	岸和田のごみ処理について	天神山地区公民館

## 6 市民の環境活動等

### (1) まちを美しくする市民運動推進協議会

#### ア 団体の概要

まちを美しくする市民運動推進協議会は、昭和 53 年 6 月に市民及び各種市民団体による、自主的かつ積極的な生活環境の浄化のための運動を推進することを目的として結成されました。

#### イ 活動の状況

美化啓発、青少年育成、緑化推進の 3 部会において、自主的に各部会の目的にそって市民ぐるみの運動を実施しています。

#### ウ 実施事業

##### (ア) 標語・ポスターの募集、審査、展示、表彰

募集期間：令和 5 年 8 月 1 日～9 月 2 日

応募数：532 作品（標語 164 作品・ポスター 368 作品）

審査：1 次審査で標語 20 作品、ポスター 30 作品を入選作品として選出

2 次審査で入選作品から市長賞、議長賞等の特別賞を選出

展示：令和 5 年 10 月 10 日～10 月 16 日（ラパーク岸和田 1 階）

令和 5 年 11 月 1 日～11 月 8 日（岸和田市役所 本庁玄関前）

##### (イ) 善行者の表彰

募集期間：令和 5 年 8 月 1 日～9 月 2 日

対象数：個人 6 名、団体 2 団体

##### (ウ) 美化・青少年育成・緑化推進運動実施強調期間

期間：令和 5 年 8 月 26 日～10 月 8 日

事業：町会、自治会及び本協議会構成団体へ公共場所の清掃活動の協力依頼

まちを美しくする市民運動推進協議会（参加団体）

岸 和 田 市 町 会 連 合 会	大阪国道事務所南大阪維持出張所
岸 和 田 少 年 補 導 協 助 員 連 絡 会	岸和田市小・中学校生活指導研究協議会
岸 和 田 商 店 街 連 合 会	大阪トヨペット株式会社U-Carランド岸和田店
岸 和 田 ボ ー イ ス カ ウ ト 育 成 会	岸 和 田 自 転 車 軽 自 動 車 組 合
ガ ー ル ス カ ウ ト 大 阪 府 連 盟 第 78 団	岸 和 田 港 振 興 協 会
岸 和 田 ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ	い づ み の 農 業 協 同 組 合
岸 和 田 中 央 ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ	岸 和 田 市 林 業 活 性 化 协 議 会
岸 和 田 千 亀 利 ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ	岸 和 田 商 工 会 議 所
岸 和 田 シ ニ ア ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ	公 益 社 団 法 人 岸 和 田 青 年 会 議 所
岸 和 田 コ ス モ ス ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ	大 阪 府 泉 州 農 と 緑 の 総 合 事 務 所
岸 和 田 東 ロ ー タ リ 一 ク ラ ブ	岸 和 田 造 園 緑 化 协 同 組 合
岸 和 田 南 ロ ー タ リ 一 ク ラ ブ	一 般 財 団 法 人 岸 和 田 市 公 園 緑 化 協 会
岸 和 田 ロ ー タ リ 一 ク ラ ブ	大 阪 府 岸 和 田 土 木 事 務 所
岸 和 田 女 性 会 議	大 阪 府 岸 和 田 警 察 署
岸 和 田 防 犯 協 議 会	青 少 年 育 成 連 絡 会
岸 和 田 貝 塚 小 売 酒 販 組 合	岸 和 田 市

## (2) 岸和田市廃棄物減量等推進員

### ア 団体の概要

廃棄物減量等推進員制度は、平成6年「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」及び「岸和田市廃棄物減量等推進員設置要綱」に基づき地域のリーダー的役割を果たし、市民と市のパイプ役を担っていただくために設置しました。

### イ 令和5年度 推進員構成

各町会（自治会）推薦	343名
公募	0名
総数	343名

### ウ 主な活動

1. 地域におけるごみの減量化、リサイクルの推進並びにごみの適正な排出等の指導啓発に関すること。

- (1) 地域内のごみの減量と家庭ごみの分別指導。
- (2) 有価物集団回収の指導及び協力の呼びかけ。
- (3) コンポスト等の生ごみ堆肥化の普及と指導。
- (4) 廃食用油回収の指導及び、協力の呼びかけ。
- (5) 埋立てごみ、小さな金属類の分別指導。
- (6) 再生品（トイレットペーパー等）の購入の呼びかけ。

2. ごみの不法投棄防止のための市への協力等に関すること

- (1) 地域内の不法投棄について市と連絡を密にして防止対策等への協力。

3. ごみの収集、処理等に関する意見及び情報の提供に関すること。

4. その他

- (1) 地区別研修会 令和5年7月25日（火）～令和5年8月20日（日）

10地区開催 参加者 75名

- (2) ごみ処理関連施設視察研修会 令和6年2月1日（木）参加者 10名

【視察先】 おおさかATC グリーンエコプラザ

### (3) 違法屋外広告物追放登録員

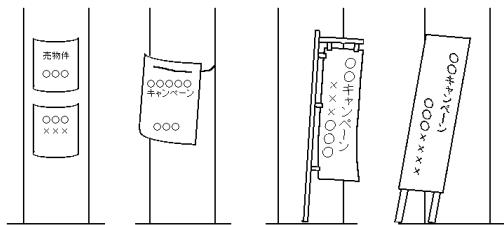
#### ア 団体の概要

この制度は、屋外広告物法第7条第4項ただし書き並びに大阪府屋外広告物条例第26条に基づく市長の権限の一部を、市長が認定した「岸和田市違法屋外広告物追放登録員」に委任することで、住民と市が一体となり地域の美観を維持するとともに、違法屋外広告物追放の啓発推進をまちぐるみで取り組むことを目的としています。

#### イ 登録員が除却できる看板類

除却できるものは、法で定めるはり紙、はり札等・広告旗・立看板等（これらを支える台を含む）で道路上の禁止物件（街路樹・電柱・道路標識・ガードレール等）に掲出されたもの。

イラストイメージ



#### ウ 令和5年度 登録団体数及び登録員数

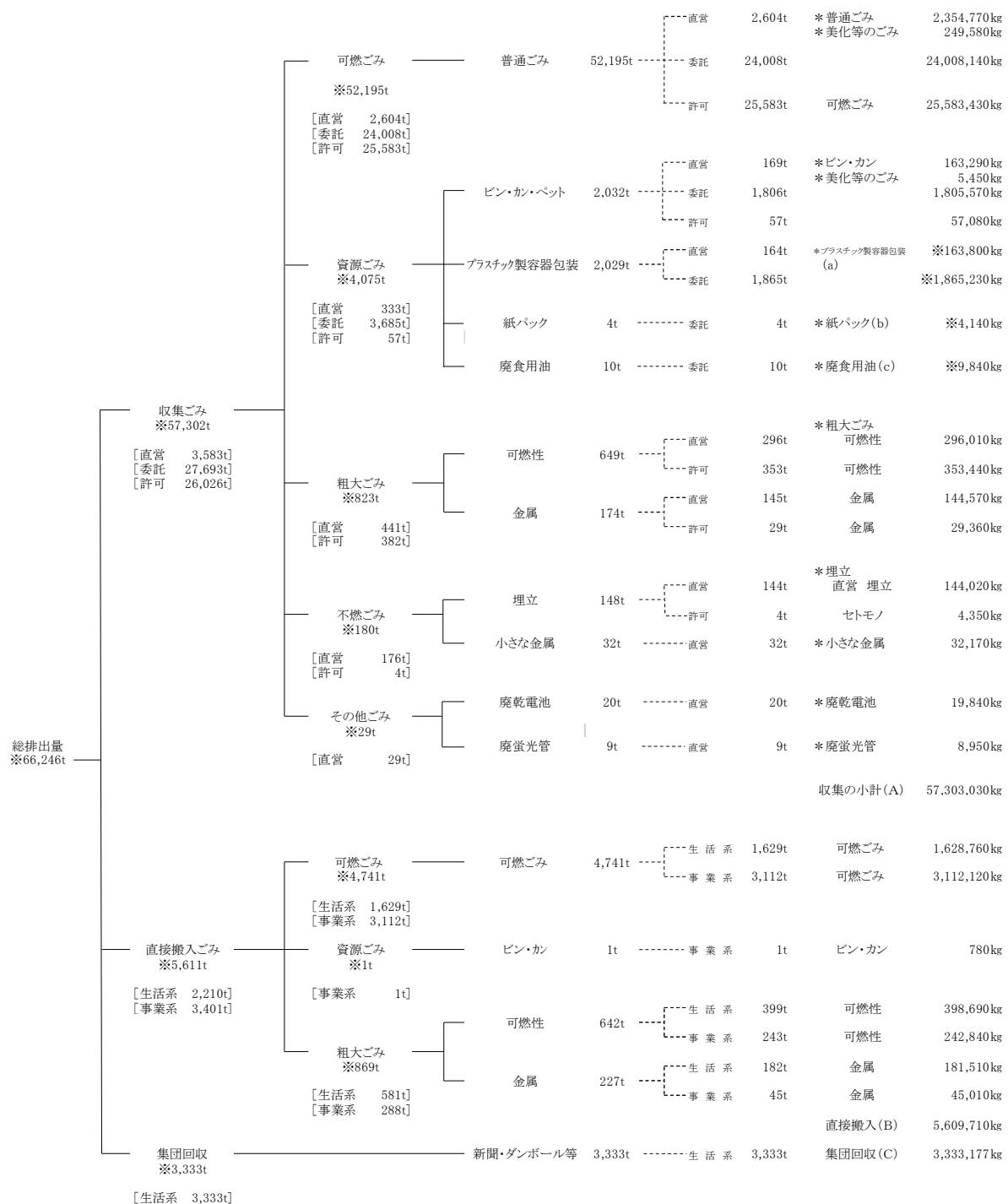
登録団体	登録員
6 団体	531 人

#### エ 令和5年度 広告物除却活動実施状況

登録団体	広告物除去数 (枚)				実施回数
	はり札 はり紙	立看板	広告旗	合計	
登録団体	0	0	0	0	17
廃棄物対策課	18	0	0	18	4
合 計	18	0	0	18	21

## 7 その他資料 ごみの流れ

令和5年度ごみの流れ(岸和田市)



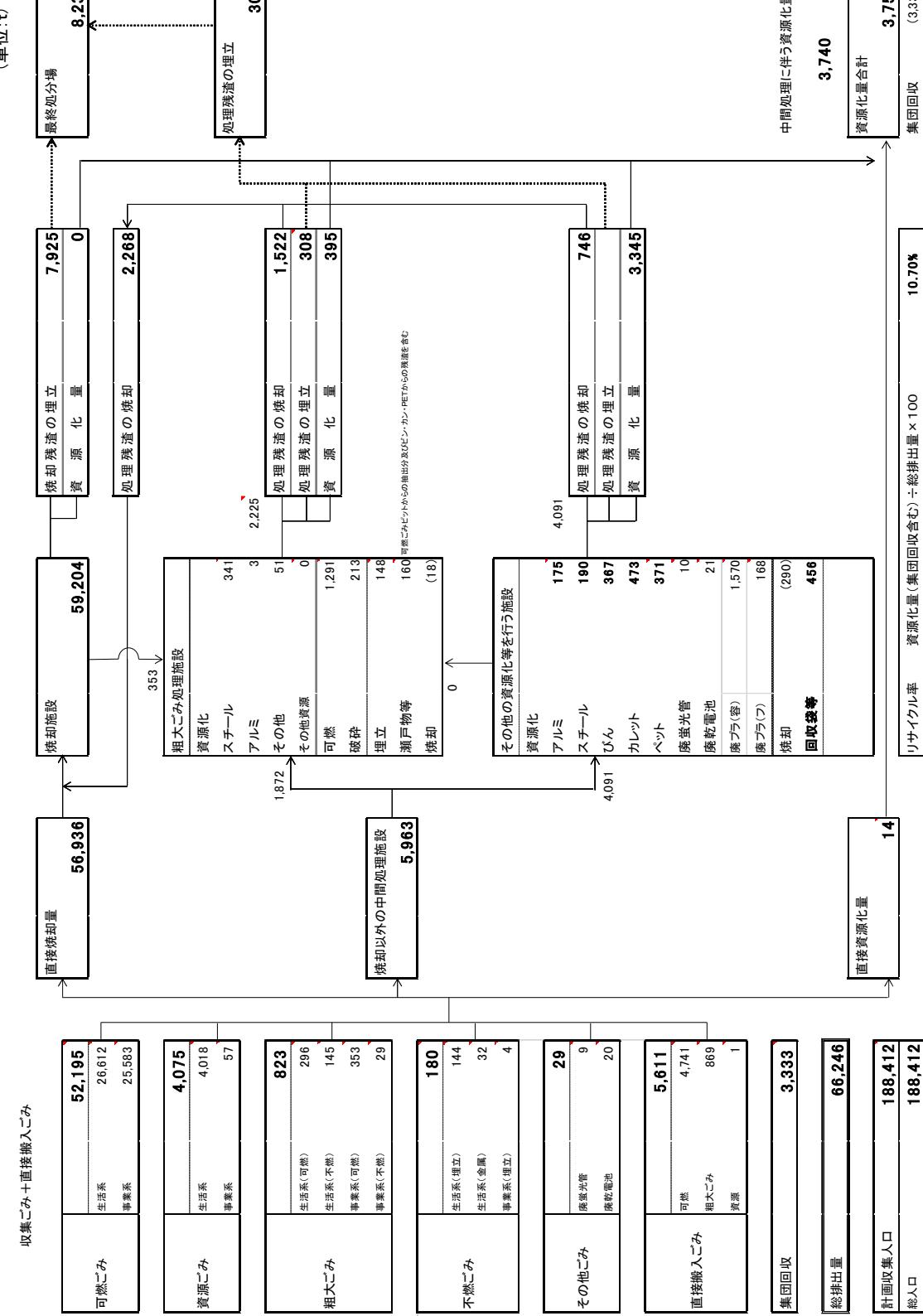
※直営	3,583t
※委託	27,693t
※許可	26,026t
※直接搬入 生活系	2,210t
※直接搬入 事業系	3,401t
※集團回収	3,333t
合 計	66,246t

A + B + C = 66,245,917kg

清掃工場搬入分

(A+B) - (a+b+c) = 60,869,730kg

**岸和田市のごみ処理フローシート  
(令和5年度実績)**



# **Memo**